

第七十一回国会 社会労働委員会 議 録 第三十六号

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田川 誠一君

理事 伊東 正義君 理事 堀谷 一夫君
理事 竹内 繁一君 理事 橋本龍太郎君
理事 山下 徳夫君 理事 川俣健二郎君
理事 八木 一男君 理事 寺前 巖君
小沢 辰男君 大橋 武夫君
加藤 紘一君 瓦 力君
小林 正巳君 斎藤滋与史君
志賀 節君 住 栄作君
田中 覚君 高橋 千寿君
戸井田三郎君 登坂重次郎君
中村 拓道君 野田 毅君
羽生田 進君 増岡 博之君
栗山 ひで君 山崎 拓君
枝村 要作君 田口 一男君
田邊 誠君 多賀谷真稔君
村山 富市君 山本 政弘君
石母田 達君 田中美智子君
大橋 敏雄君 坂口 力君
小宮 武喜君 玉置 一徳君
和田 耕作君

出席國務大臣

出席政府委員

厚生 大臣 齋藤 邦吉君
厚生政務次官 山口 敏夫君
厚生省医務局長 滝沢 正君
厚生省業務局長 松下 廉蔵君
厚生省社会局長 加藤 威二君
厚生省児童家庭局長 穴山 徳夫君
厚生省保険局長 北川 力夫君
厚生省年金局長 横田 陽吉君
社会保険庁医務 江間 時彦君
社会保険部長

委員外の出席者

社会保険庁年金 八木 哲夫君
保険部長
労働省職業安定 桑原 敬一君
局失業対策部長
議 員 八木 一男君
厚生大臣官房企 岸野 駿太君
画室長 大和田 潔君
厚生省年金局企 濱中雄太郎君
画課長
社会労働委員会 調査室長

委員の異動
六月二十八日
辞任

補欠選任
野田 毅君 山崎 拓君
志賀 節君 野田 毅君
小宮 武喜君 玉置 一徳君
同日
辞任
野田 毅君 志賀 節君
山崎 拓君 柏谷 茂君
玉置 一徳君 小宮 武喜君
補欠選任
志賀 節君 柏谷 茂君
小宮 武喜君

本日の会議に付した案件

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(八木一男君外十六名提出、衆法第一四号)
国民年金等の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十六名提出、衆法第一五号)
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四九号)

○田川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、八木一男君外十六名提出、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を行います。

申し出がありますので、順次これを許します。

石母田達君。
○石母田委員 私はきょう、これまであまりこの委員会に触れられませんでした、いわゆる調整年金の問題について、さらに深めて質問したいと思

います。
いわゆる調整年金といわれるものは、企業独自の年金をさらに一そう高めて公的な年金制度の肩がわりをしながら、一方公的水準の貧困さを補っていく。こういう目的で創設されたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○横田政府委員 お尋ねは厚生年金基金の問題だろうと思いますが、企業それぞれいろいろな事情がございますので、各企業の事情の許す範囲内において、労使の合意に基づいて政府できめております厚生年金の給付を上回るような措置をとり得るような措置を講じたものが基金でございます。したがって、大体先生のおっしゃったような趣旨でございます。

○石母田委員 現在の普及の状況といいますが、その基金の数の加入の人数数ありましたら教えてください。

○横田政府委員 この基金はおっしゃるとおり昭和四十年の改正の際につくったものでございまして、それ以降だんだんふえてまいりまして、当初

四十一年度におきましては百四十二基金でございましたが、四十八年四月一日現在では八百五十八基金になっております。それによってカバーされます被保険者の数は四十八年四月一日では四百九十万人、およそ五百五十万。それで当初の四十一年では四十九万二千九百四十八人、およそ五十万でございまして、大体当初から現在までの間に被保険者数で申しまして十倍ぐらいいなっております。

○石母田委員 創設されてから八年の間に加入者について約十倍ということ、五百万人の人たちが加盟しているという普及の状況です。
【委員長退席、竹内(警)委員長代理着席】
最近紙パの資料で、山陽国策パルプという会社で今度の厚生年金の改正に伴って自分たちの会社でやっている厚生年金基金につきまして変更したい、こういう申し出がありました。その内容を御存じですか。

○横田政府委員 まだ伺っておりません。

○石母田委員 その内容によりまして、一口に申しますと、いままでの支給を七〇%にしたい。つまりいままでの給付していたものを七〇%に切り下げたいということなんです。その理由として、いま出されております今度の法案の改正によって標準月収の上限も上がるし、それから物価スライド制も導入される、あるいは過去の報酬が見直しがある。こういうことから企業の負担、つまり代行部分のところがふえるわけですね。ですから、そういうことによって企業の負担が大きくなるので、この際七割の程度にしたい。こういう提案がありまして、非常に大きな問題になっているわけですが、御存じないとすれば、そういう内容のものなんです。

こういうことは先ほどあなたもお述べになったような、いわゆる調整年金の目的からいいますと、プラスアルファをより効果的なものにしてい

くという点からいくと、逆行するんじゃないかという内容だと思えますけれども、どうでしょうか。

○横田政府委員 この申請の内容は先ほど申しましたように、まだ承知いたしておりませんが、いま先生のお話でございまして、代行部分がふえるから、とてもついていけない、だから下げる、こういうことでございしたら、実は前々から申し上げておりますように、今回の改正では、いわゆる再評価、それからスライド、そういったものに要する費用というものは本体の厚生年金のほうから支給いたすわけでございまして、再評価、スライドに伴うそういうふうな給付財源をふやす、そのために企業の負担なり保険料がふえる、そういう関係はございせんので、いまおっしゃったような理由でございしたならば、そのような申請は取り上げるわけにいかない、こういうことでございします。

○石母田委員 いまちょっとお述べになった再評価、スライド分を本体で見るといことは、今度の法改正で第五条ですか、法律用語で非常に長々と書いてあるもんですから、よくわかりませんが、けれども、それは今度の法改正で第五条でまゐるといふものでしょうか。

○横田政府委員 今度の法改正でまゐるわけでございします。

○石母田委員 そうしますと、こういう支給の内容を下げていくというふうなものについては、むしろ厚生省としてはそうしないように、法改正でそうなっているのだからということで、こういうことをしないように今後指導を強めていただく、こういうことでよろしいでしょうか。

○横田政府委員 その理由が再評価でございしますとか、スライドでございしますとか、それに伴う費用増についていけないというふうな理由でございしたら、そのような変更の申請は認可いたしません。

○石母田委員 これは取引の相手の信託はどこですか。

○横田政府委員 安田信託銀行だそうでございします。

○石母田委員 いま一つの実例なんですけれども、最近このような傾向が非常に多くなっているというふうな聞いておりますけれども、今度の法改正によって調整年金の基礎が非常にずれるのだというふうなことで、あちこちで保険料率の引き上げとかあるいはまた赤字の問題が出てくるというふうな聞いておりますが、どうでしょうか。

○横田政府委員 実は今回の法改正の原案をつくりますまでの間に、いわゆる免除料率がございまして、代行部分を基金が担当するわけでございします。その部分で政府のほうで徴収いたします。保険料の料率から免除する免除料率をもって基金というものが成り立つわけでございしますが、免除料率をひとつ引き上げてくれ、その部分だけ基金の財政のゆとりをつけてくれというふうな御意見が基金担当者のほうからはずいぶんございしました。

ただ、免除料率をどうするかという問題につきましては、現実には料率がどのようにならなければならぬかというのを数理的に計算いたしました。その結果免除料率をどうするかということがまゐるべきものでございまして、先ほど申し上げましたように再評価によってふえる部分、スライドによってふえる部分、これは本体で支給いたしますので、その関係はね返りはございせん。そのほか死亡率の低下の問題でございせん。そのほかの高齢化の問題でございせん。加入員の保険料率計算の基礎数について変化があれば、そのことによって免除料率の問題に影響をいたすわけでございしますが、その点につきましてまゐる変化がございせんので、免除料率は影響なし、こういうことになったわけです。

そういうことでございしますので、切り下げの理由なるものがスライド、再評価等に伴うことから切り下げるといふことは、全くその理由が成り立たないわけでございします。それからもう一つは、基金が八百幾つ先ほど申し上げたようにございしますが、それぞれの基金の財政事情というものは必ずしも同一ではございせん。そういった関係から、基金によりましては多少窮屈なところもございまして、非常に裕福なところもある。そういった事情もございします。で、一律にどうこうということと言えませんが、一般論をいたしまして、免除料率をいじるほどのことはないといいてございします。その意味で、免除料率をいじってこれというふうな御要望をなさっていただくには、多少心情的に御不満の点があるやに見受けられますけれども、実態論からいいますと理論的にいいますと、今度法律改正でお願いしているようなたてまえをとりますと、基金の財政については何ら心配はない、こういう考えでございします。

○石母田委員 現状から見てもやはりそういう問題が出てくるので、見直し部分、スライド制の部分で厚年本体で負担してもらおうのか、それとも基金で負担することになるのかということ、かなり心配、不安があつたわけですね。その根拠というものは、やはりいまの調整年金の実態から出てくるのではないのか。皆さん方も三年ごとの財政再計算でその結果を調べられていると思えますけれども、この結果を見て、庄司という人が「労働者の共済」ということでこう書いてあります。

「調整年金は、発足して三年後に第一回の財政再計算をおこないます。すでに三つのグループが財政再計算をおこないましたが、第一グループの一五九基金のうち、六八基金（四二・八％）は規約を改め、掛金率を引きあげなければならぬとなりました。第二グループの一七八基金のうち、九五基金（五三・四％）は規約を改め、掛金率を引きあげなければならぬとなりました。第三グループの一五八基金の場合は、少なくとも九八基金以上（六二％以上）は、規約を改め、掛金率を引き上げなければならぬとなりました。つまり、四割から六割の基金は赤字を出し、パンク状態になったということです。」というふうな書いてあります。すけれども、この表現の内容は別としても、大体

そういう問題が基金に出ている。したがって、今度の法改正の根拠にもなったと思えますけれども、こういう傾向が出てくるということは、大体このとおりに理解してよろしいでしょうか。

○横田政府委員 そのような事情はございすけれども、引き上げなければならぬという理由のおもなものは、基金を創設いたしました際に基礎に使用しているいろいろな計数に未確定のものが多。基金を設立いたしましたので、それをだんだん確定した要素に入れかえまして、場合により、当初予想した基礎計数というものが多少の変更が生じたので、その結果料率をいじらなければならぬ、こういう事情のものが多々ございします。

それから先ほど申しましたように、今回の年金類の引き上げに伴うそういった負担増によって料率を引き上げなければならぬという事情は全くございせん。

○石母田委員 大体こういう事情にあることはあるわけですね、その根拠については見解が若干違ふようではございせん。

今度の保険料の引き上げ、政府案ですと千分の十五、これは基金側から言くと、全部が吸い上げる、こう言っておるのですけれども、実態としては、そういうことになるわけですか。

○横田政府委員 全くそういう関連はございせん。実態的にも理論的にもそういうつながりはありません。

○石母田委員 もう一度聞きますけれども、千分の十五上がるわけですね。千分の二十六のほうはそのままでしょう。ですから、千分の十五は厚年のほう、政府のほうに入るということになるのじゃないですか。事実関係を言っているのです。意図とかんとかいふことは別として、そうなっているのでしょうか。

○横田政府委員 実は免除料率をいじってほしい、そういった御陳情、御意見等の主たる理由は先生御指摘のようなそういった理由でございすけれども、先ほど来申し上げておりますように、今回の引き上げの理由というのは再評価、スライ

ド、そういったことがおもてでございますから、それから再評価以外は定額でございますから定額部分の引き上げ、そういうもののための財源といたしまして料率引き上げをやっておるのでございまして、基金のほうで担当いたします給付にかかわる部分につきましては、料率の引き上げには何の関係もないわけでございます。

○石母田委員 とにかくあなたの答弁というのは、私の先回りをして、こういうことで言っているんだと思って、それを押えるような答弁ですが、事実関係を聞いているのですから、私の言うとおりの二十六はいいじゃないということでしょう。そういうことになりましたと、基金のほうの財政基盤が弱くなるのじゃないか、こういう見解があるのですけれども、それについて聞こうと思つたら、いまあなたが先回りして答えているから前へ行きますよ。

もし今度の法改正が通つたとして、スライド、見直し部分は厚生年金のほうで負担するということになりますと、これはいわゆる国の負担部分というか、厚生年金の負担部分が大きくなる。これは今後ともそういう方向でいくということなんですよ。

○横田政府委員 今回そのようなやり方をいたしましたのは、実は基金は多少専門的に申ししますと、完全積み立て方式でもって運用いたしておるわけでありまして、そこでスライドの問題は将来にわたる問題でございますけれども、過去の報酬の再評価ということになりますと、いわゆる後発的過去勤務債務というものであって、これから以降保険料を負担する方とかかわりのない方にかかわる保険給付の増額の問題でございます。基金は強制加入ではございませんので、そういった過去勤務債務が非常にふくれ上がった場合に、現在並びに将来の被保険者がその保険料を負担するということになりました場合に、基本的には基金は労働組合との合意の上で設置、運営している団体でありますから、コンセンサスが得られないというようになつてしまつて、勢いその基金というものは

は極端な場合には解散に追い込まれる場合もあり得るわけでございます。

したがって、いたずらに過去勤務債務が大きくなつた場合に、現在並びに将来の被保険者が御自分の保険料でもってそれを負担するというやり方をすることは、長い目で見た基金の将来のためには不適当である、こういうことになりました。それに反しまして、厚生年金本体のほうは強制加入の政府管掌の保険でございますので、過去勤務債務に対する保険料負担云々も各企業が労働組合との合意において設立し運営するといふものとは違ひますので、その意味で、積み立て方式につきましても修正積み立て方式を採用し得る可能性があるし、現にそれでやっておる。基金のほうはあくまでも過去勤務債務をしよわなかつたところで、給付は全部完全積み立て方式で積み立てた中から払える、こういうふうなかつたことにしておきませんと、将来にわたつて基金を育てるゆえんではない、こういう考え方から今回の法律改正は先ほど御説明申し上げましたように、ふくれ上がる部分は本体のほうで保険料も徴収し、それから給付の支給も担当する、こういうふうにしたわけでございます。

○石母田委員 そういうことになりましたと、国庫負担分はまさに相対的にふえていく、企業独自の部分は相対的に低下していく。そして先ほどお話をあつたように、各基金もかなり自分たちのところは苦しい、プラスアルファがなかなかつけにくい状況も出てきている。そういうことになりましたと、その部分がまさに国庫のほうにたよるといふことになると、調整年金保険自体の目的から――あなたは大きな目で見ればと言つてくれども、私もどこから見ると調整年金本来の目的からいふと、ちよつとおかしいことが出やしないか。特にうまみというか、調整年金の自主運営といふすか、企業独自で自主的にやれるということが一つの利点になつてゐるわけだけれども、行政的な処置でそういう国の負担分が大きくなると、金を出すほうがどうしても口も出しますから、行政

指導が強まつたり何かして、自主運営の原則もそこなわがちなことになるんじゃないか、そういう懸念もあるのですが、これはどうでしょう。

○横田政府委員 これは基金が将来にわたつてどのようなかつたところで政府管掌保険に上積みする分のプラスアルファを支給するか、この問題だろうと思ひます。その問題につきましましては、今回政府の本体のほうで実施いたします再評価スライドの方法以外にいろいろ方法もあり得るわけでございますので、そのあたりを今後にわたつてどのようなかつたところで上積みさせるかという点については、大きな検討問題であるといふふうに考えております。私も基金の連合会その他、おもつた基金の代表者の方々と、現在もそうでございますが、将来にわたつても、そのあり方等につきましまして十分の検討をいたすという約束をいたしております。

○石母田委員 私は、そうした調整年金を設置した目的あるいは趣旨からいふと、非常に大きな問題点がある、あなたも言われるように出てゐる。なぜそういう問題点が出てくるかという根拠ですけれども、私も御承知のように、この調整年金の創設自体に反対もし、国会でもかなり論議された問題だと思つてゐる。この調整年金のねらいが一体どこにあるかといふことで、全く二つの見解が分かれたわけでございます。けれども、いまこの調整年金が現実に労働者にとつても、先ほど山陽国策パルプの例にもあるように、あまりメリットがなくなつてきている。だれが一体これによつて利益を得ているのかという問題なんです。もう一度その調年をつつた趣旨といふものの、そういうものから見て、あの創設が正しかったのかどうか、また、そういうことが現実にもあるわけですから、五百万人もおられるわけですから、その矛盾をどのように解決するかといふことで、私も真剣な努力を払つていかなければならぬんじゃないか、こういうふうに思つてゐる。いまこの調整年金を取り扱つてゐる信託と銀行は一体どのくらいの数があるのか、あるいは、そ

のおもなものでいいですから、数社くらい、名前がわかつていたら教えてください。

○横田政府委員 信託が八つ、生命保険が二十でございます。

○石母田委員 名前を、おもなものだけでいいですから。

○横田政府委員 おもなものを申しますと、三井信託、三菱信託、住友信託、安田信託、大和信託といったところでございます。それから生保につきましては、第一生命、朝日生命、日本生命、住友生命、おもなものはこういうところでございます。

○石母田委員 だいぶ大手のところですね。そうすると、信託会社が八社、生命保険会社が二十社となつておりますけれども、この中で信託の占める比率ですね、信託と生命保険の比率はどうなつていますか。

○横田政府委員 運用資産のシェアで申しますと、信託が八割、生命保険が二割でございます。

○石母田委員 そうすると、この積み立て金といひますか、この調整年金で労働者から集めた金、それを信託で扱つてゐるのが八〇%、それから生命保険で扱つてゐるのが二〇%、こういうことになりまふけれども、その積み立て金の累計額といふようなものはどのくらいになってゐますか。

○横田政府委員 四十六年度末の数字で申しますと、二千八百四十八億円でございまして。

○石母田委員 そうすると、信託の場合は、生命保険の場合も、これは手数料というものは大体同じですか。それはどのくらい、いま二%と聞いて、最近ちよつと変わったという話も聞いておりますけれども、一律なものですか、これは。

○横田政府委員 これは各基金と、それから受託金融機関との間の契約で定まるわけでございましてけれども、大体同じような割合でやっております。積み立て金に對しまして一%、それから掛け金に對して三・五%、それを加えたものを信託報酬額として契約をいたしておる例がほとんどでございます。

○石母田委員 ちよつと、三・五%ですか……。

○横田政府委員 掛け金に対して三・五%、それから片方の一%と申しますのは、預けている積み立て金に対して一%でございます。

○石母田委員 大体二%でやってきたということですから、各行別ではちよつとわからないというこの前お答えがあったので、全体でいいですから、手数料の額ですね、金額、調整年金がそういう預けているものに対して手数料として、信託なり生命保険会社が得ている金額といえますか、それはどのくらいになりますか。

○横田政府委員 昭和四十六年度で申しますと、総額四十三億円でございます。

○石母田委員 この調整年金ができたとき、私も職場や何か回ってみて、金融機関といいますが、信託や生命保険会社があるのすごい勢いで競争して、ある会社じゃ、もう立ち入り禁止なんというところまであったくらいなんです。そのときのうたい文句が、安い掛け金で高い福利ということ、中小企業や何かを中心初めやって、それからおいおい大企業に及んでいったわけですね。その福祉という中で還元融資というものがあるのだ。それで中小企業なんかでは、総合の場合、た

くさんの業者たちが、業種なら業種で、三千人以上ですか、まともなれば、これに入れる、入れば、体育館などもつくれる、お金も貸してあげるのだ、そういうのが、特に中小企業なんかではなかったものだから、そういうものが借りられ還元融資があるならということで、この調整年金に加入された人があるわけですね。けれども、現実この還元融資が一体いまだのくらい行なわれているか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○横田政府委員 この還元融資の問題につきましては、現在まではまだ行なっておるところがないわけでございますが、今後の問題といたしましては、個々の基金並びに連合会と受託会社との間で大体還元融資を行ないましょうというふうな話し合いがついておりまして、そういうことを法的にも行なえるような、そういう改正を改正法案の中にも織り込んでございます。

○石母田委員 大体足かけ八年くらいたっているわけですね、いま聞きますと、還元融資が行なわれないのは、連合会の規模でなわなわなというところなんです、それとも八百五十幾つの基金全部見ても、還元融資がされたところはなというところなんですか。

○横田政府委員 いまのところは、連合会も単位組合も、ともにやっております。

○石母田委員 そうしますと、これは金融機関がその積み立て金を預かると。そして信託会社ですから、契約書の内容を見ても、それを信託されて、それを運用するわけですね。そして手数料も先ほど言われたようなパーセンテージ、全体で四十三億円でございまして、それで一番、目玉商品といえる還元融資といえますか、そういうこともやらない。勧誘するときはそうやって勧誘しておいて、これは私もかなり誇大広告といひか、もつと言うとベテンの要素を持っていらっしゃるんじゃないかというくらいに感じていらっしゃるわけなんです。けれども、この問題について、還元融資が行なわれないということについてはいいことだと思っておりますか、それともこれはいかぬということだと思っておりますか、その点、どうですか。

○横田政府委員 現実問題として、受託会社がどのような勧誘をしたか、その点詳細つまびらかにしておりませんけれども、先ほど来申し上げておきますように、この積み立て金というものは完全積み立てによって将来の給付財源ということでございまして、最も確実で最も有利な運用、これがやはり第一義的な目的でございます。ただ、しかしそれは言ひましても、現実には相当金額がそこに蓄積されるということになりますと、その運用の一つの方法として被保険者に直接利便を還元するような、そういう運用ということもあり得るわけですね、しかしやはり積み立て金の性格から申しますと、特に基金の場合は将来の給付財源として確実かつ有利に運用されるということが第一義でございます。

○石母田委員 その当時金融機関がどういふことを言つてやつたかあまり知らぬとあなたは言つておられますけれども、これは私はそのまゝに受け取れませんね。これはここにもありますから読めば一々わかりますけれども、将来積み立てられた掛け金は業界組織または基金加入の事業主に還元融資される道も開かれており、福利厚生施設の充実に期待されますと、こういううたい文句で全部書いてあります。それは調年の一つの目的の趣旨の中にいふやうなっているわけですから、これはほとんど入つて実際に一つもやっていないというところに、あなたはいま金融機関だから効率的に確実にするんだ、それはそうですよ、銀行といひものは、高い利子で貸し付けてなるべく効率的にやるといふわけでしょう。還元融資だからよそよりも安い利子でなければどかつて事業主借りませんよ。その融資をやらないのが、やりたくないといふのが、これは金融機関ですよ。

長いこと調年の実施を促進させ、提案したあなたたちが、そういう金融機関のただ利権を追求する、名目は相手のために基金を積み立て金をよけいにし、やるんだ、こういう名目ではあるけれども、その問題について、やはり厚生省としてはそういうことじゃいかぬ、やはり還元融資をするようにしなければいけないんじゃないか、こういうふうな指導なさるのがほんとうだと思ひますけれども、そういう指導がなされたかどうか、あるいはあなたが言うように金融機関だから、これはもう確実に利子やあるいは効率的に使うのはあたりまえなんだから、そんな還元融資というのはいふ文句で、そう言つたかもしれないけれども、金融機関からやればやりつけないじゃないか、こういう考え方でいられるのかどうか。これはどうでしょうか。

○横田政府委員 ただいま申し上げましたように、第一義的には将来の給付財源として有利にということでございますが、先生御指摘のような事情もございまして、被保険者のほうはとにかく相当の金額がたまっているんだから還元融資をいふ御希望もございまして。

私どもといたしましては、先ほどもちよつと申し上げましたように、今後の問題といたしましては、法律改正をお願いし、そういう事業を適法に行ない得るようになると同時に、大体は第一回の財政再計算を受けた基金、さつき申しましたように、設立当初はどうしても不確定要素で財政設計をいたしますから、いろいろ問題はありますが、三年目に再計算をさせるようにいたしております。その第一回目の再計算の済んだその基金については、還元融資を積極的に進めようように基金に對しては、金融機関に對しては指導いたしております。その法律が通り次第そういう実際の還元融資が相当規模に行なわれるであろうと考えております。

○石母田委員 いま、その法改正、法改正というのは、今度の法改正でございますと、「第五十四条に次の一項を加える。」といふところで、3のところで、「基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。」というところで、

○横田政府委員 そのとおりでございます。

○石母田委員 そうしますと、還元融資をすることを指導しなければいけなかったけれども、何年間の間一つも行なわれなかったというあまりおもしろくない事態が起きています。こういう事態の中で、今度は基金のほうからそういう福利、福祉の施設をつくることのできるのだということになりますと、この基金が借りるときに利子というものと、それから還元融資ということでも積み立て金から借りる利子とどっちが高いと思ひますか。

○横田政府委員 還元融資として借りる利率のほうが安いと思ひます。

○石母田委員 それは当然ですよ。そうすると金融機関のほうは、やるといふことをやらずにやっておいて、そして今度はやらなかったことを還元融資でやるのかと思ひます、それはそのまゝにしておいて、こういう法改正が行なわれれば、当然基金は高い利子のほうでもやつて福利増進しなければ調年やつたメリットが労働者に対してない

わけですから、企業としてないわけですから、当然まずまず還元融資が何といふか、出る方向ではなくて、こちらの法改正のほうの高い利子のほうのを基金が使わなければならぬ、そして自分たちの積み立て金は信託にまかす、こういうことになりはしませんか。

○横田政府委員 福祉施設なり福祉事業の設置、運営の問題でございしますが、新しい財源といたしましては、そういった還元融資をいたすことにいたしまして、大体利息は七・五%ぐらいという指導をいたしておりますが、同時に、当初財政設計をいたします際に、運用利回りというのを各基金によって計算をいたしておりますが、それが実際に信託会社あるいは生命保険等で運用いたしました際に、実効利回りがそれよりも非常に高くなったというような場合は、いわゆる利差益というものが生じてまいります。これも福祉事業ないし福祉施設の財源の一つでございしますので、すべてがすべて還元融資によってまかなわれるわけではございませんが、しかし先ほど申しましたように、相当の蓄積になってまいりましたので、現在の被保険者の現実的な要望と申しますか、そういったものに役立つのはやはり還元融資でございしますので、その辺は十分私どもといたしまして、受託会社に対しても基金に対しても、十分の指導をいたしたいと思っております。

○石母田委員 ぜひそのように指導してください。

それで、今度は国との関係なんですけれども、財政投融資協力ということで、積み立て金のある一定のものを、財政投融資の協力させる資金にしてほしいというようなことがいわれていますけれども、その根拠というのがある、どこでそういうことをきめて——法律にはないわけだから、どこかでそういうことをきめて一律にやっているのか、それからその割合はどのくらいのものか、それを知らせてほしいと思います。

○横田政府委員 実は財政協力という問題でございしますが、正直申しまして財政協力ということは

いろいろな誤解を受ける一つの根源になっておるような感じがいたします。問題は、政府保証債をどの程度買いつけるかとかそういう問題でございまして、基金の場合には非常に大きい部分は、誤解を受けることばですが使われておりますからそのままだと、財政協力の中では政府保証債を買って、そういった方法でやっておるのが大部分でございまして。

これにつきましては、法律的にどれくらいはそういったことをしなければならぬということとはございまして、基金の財政運用といたしまして、いろいろなことにある程度は危険分散をしなればなりませんので、ある程度危険分散をする一つの手段方法といたしまして、政府保証債の購入ということもその中に入れてある。実績から申しますと、大体二割くらいが政府保証債、そのほか財政投融資に対する——財政機関の債券の購入も多少ありますけれども、そういったものを含めまして大体二割程度でございまして。

○石母田委員 私どもの聞いている五年未満の積み立て金については三〇%、それから五年から十年までの間の積み立て金については四〇%、十年以上の——これはまだ該当がないと思っておりますけれども、十年以上の場合には五〇%、そうしたあなたの言う財政投融資の資金計画による政府保証債です、その購入に充ててほしいとか、そういうものはあるのですか、根拠というのか、そういうことは知っていますか。

○横田政府委員 それは金融機関に対する監督官庁である大蔵省、それから基金に対する監督官庁である厚生省、その両方でいろいろ話し合いをしまして、基本的な観点は、先ほど申しましたように、将来の給付財源をどうやって確実にかつ有利に運用するか、その一環といたしまして、いわゆる財政協力というものをどの程度させるか、そういった話し合いをし、その結果によって大蔵省は金融機関に対し、わがほうは基金に対してその指導をいたしておる、こういうことでございます。

○石母田委員 それがよくいわれる大蔵省と厚生省の昭和四十七年でしたか、事務次官の協定といわれるものですか。

○横田政府委員 事務次官同士事実上文書を交換する場合もございまして、口頭の場合もございまして。それから事情の変化によつては、またそれを改定する、引例として適当かどうかわかりませんが、厚生年金、国民年金の積み立て金の還元融資につきましても、従来は当年度増加分の四分の一であつたものを三分の一というふうなことにいたしました。これは相当大きな変更であるから、ひとつ両局長との間で文書による覚え書きを締結しようというところで、覚え書きを締結しておりますが、それまでは実はそういった文書によることなしに四分の一でやってきた、御指摘のような文書も確かにございしますが、しかし、そのみではなく、常時いろいろ情勢の変化に應じていろいろ相談をし、適当な比率を維持するような指導をいたしておるわけです。

○石母田委員 私が先ほど言った比率ですね、これはいま行なわれている比率なんですか。五年未満が三〇%ぐらい、それから五年から十年の間が四〇%、それから十年以上の積み立て金については五〇%という数字なんですか。これはいま両省の協定で行なわれている数字なんですか。

○横田政府委員 当時大体そういうふうなことで、いこうというふうなことでやっておりますけれども、そこまでは実際はいつてないようでございます。ですから、そういうふうなことでお互いに指導し、そういう水準でやりましょうという約束です。

○石母田委員 指導目標はわかりましたけれども、一般に政府保証債といふのは確実であるけれども、利はあまり高いほうじゃないですね。特に国鉄、電電公社とかいろいろありますが、そういうものに調年でプラスアルファをできるだけ与えよう、こういうことを一方で言っておきながら、その積み立て金を、効果的という面からいって必ずしも高いといえない政保債を買わせる、そ

れがだんだん積み立て金が長くなればなるほど比率を多くする、こういうことになりまして、一般の常識からいっても、信託会社には片一方預けて手数料を取られていて、それでそのうちのある割合は今度は政府保証債を買われる、こういうことになりまして、調整年金それ自体の先ほどから言う点、財政基盤というのか、プラスアルファをやる財源というのか、そういうものが、ますます政府自体が制限してくるということになって、本来の趣旨から見ると、それを制限するようなことを政府が指導している。

結果としてそれが利益を得るかという点、国が、そういう財政投融資資金計画からいえば、その資金に使うわけですから、これは政府にメリットがある。また債券を買うわけですから、産業なりが一定のメリットを受ける。もちろん少しの部分は利子がつくわけだから基金も受けるというところになりますけれども、しかし、そういう点の指導という問題で、政府自体が——何か政府と信託会社が両方でこの積み立て金をねらうって、そういう資金を運用するために分け取りしている、こういう印象を受けるのですけれども、そういうことはあなたほうと云わないでよろうけれども、どうでしょう。

○横田政府委員 厚生年金基金をつくって、そこに会社とは別の財産として将来の給付財源を蓄積する、これは一番大事なことは、会社とは別の財産として蓄積をする、こういうことであらうと思っております。たとえば会社では非常に景気のいいときは、相当のことをいろいろな角度で従業員に還元できると思いますが、必ずしもその会社がその次の年なり何年かたつて景気がいいかどうかわからない、そうなつてまいりますと、会社が独自に従業員のためにプラスアルファを出そうと思つても、なかなか出せなくなる、そういった会社自体の景気、不景気というものにあまり影響することなしに、平準化された形で相当手厚い年金の給付をするということを考えますと、やはり会社とは別の財産としていくという形で財産を蓄

積する、そういうことになるかと思ひます。

そうなるまいと、基金の資産の運用というもの、そういった会社の景気、不景気にかかわらず、またあまり高利回りをねらつて、これまた何かの形でうまく回らなくなつて基金の財産自体を著しく減少させるということがあつてもいけませんから、やはり安全ということを考えなければならぬ。したがつて、その問題は安全の問題と有利の問題との兼ね合いの問題だろつと思ひますので、現在私どもが指導いたしてありますこの程度の資金運用の考え方というのは、安全と有利という二つの、場合によっては矛盾をする要請を調整するやり方としては適当なものではないかと考えております。

○石母田委員 その程度と言われますとあれですけれども、これはやはり調整年金に入っている労働者から見れば、自分たちの積み立て金の運用に關する重大な問題ですから、それがそういう方向で使われることについては非常に問題だと思ひます。特に信託会社にしても保険会社にしても、信託すればその使い道はどこに使われるかわからないのですから、一年に一ぺん三月三十一日か何かに残高がどのくらいだということしかわからないうわけですから、このことは座談会に何か出てましたけれども、一年に一ぺんしかわからない。自分たちの金があるのくらゐになつてゐるか、五分五厘の予定利回り、これを下回つた場合でも信託会社は補償しない、しかし上回つた場合はそれを基金に返す、こういうことでしょう。非常に不安定な金融機関の資金にいま調整のあれが出されてゐるということで、これは創設當時に、非常にいわれたそういう意図があるのではないかと、これが現実の問題として出てゐるのではないかと。

もう一つの問題は、大企業がいわゆる労務管理として、これを利用しているのではないかと、このことについては、ここに三井信託が出したその当時の勧誘書みたいなものを見ますと、やはり資本家にとってメリットは何か、労働者にとってメ

リットは何か、こういうことの中で、資本家にとつては、一つは退職金を年金化して、日経連などが主張している一時的な退職金を出すということとを廃止しようという、この退職金の合理化という点から見ると、退職金を年金化していくので、これはメリットがある。それからもう一つは、企業独自のうまみが出てくるので、労務管理にも使えるんだ、こういうことはつまりメリットとしてあげてあります。

私はそうした現在の企業年金が、一体そういう資本家側のほうにより有利に使われているか、あるいは労働者側のメリットがあるんだという方向に使われているかということになりますと、労働者側にとつては、相当期待したものからいふとメリットが少くない。あるいは先ほどの山陽国策パルプのほうなどが出てきてゐる。一体じゃ資本家側のほうの状態はどうかということを見ますと、最近の代行型と加算型を見まして、代行型のほうにだんだん財政的なピンチが大きくなつて、メリットも少ないことから、どうしても加算型のほう、つまり企業独自のうまみが出るような、そういう企業の年金あるいは退職金を年金化していくことができるような、いわゆる加算型という調整年金がふえていく傾向にあるというふうな数字でも出てゐるのでありますけれども、これはどうでしょう。

○横田政府委員 労務管理に基金を使うかどうかという問題でございますが、基金がうまく設置運営されることによつて非常に労務事情が安定するということ、そういったことまで含めて労務管理といへば、それはたいへん労務管理にもプラスだろうと思ひますけれども、この点につきましましては、基金はプラスアルファ分の私的年金的なものを扱いますけれども、同時に政府の報酬比例分の代行もするというようなことで、相当がんじがらめに指導監督がなされるようなことになつておりますし、先ほど例として引かれましてパルプ会社の問題につきましても、おっしゃつたような事情であれば、これは当然認められないことではござい

ますので、そういったことはないように将来とも注意してまいります。

確かに基金としてどのようなものがあるんだん数字がふえていくかという点につきましましては、おっしゃるようなことも多少はございします。(石母田委員「パーセンテージが変わつてゐるでしよう、設立当時と比べて」と呼ぶ)ちよつといまパーセントまでの数字は出しておりませんが、多少その傾向はないとは言えないという程度のことだろつと思ひます。

○石母田委員 それじゃちよつと、パーセンテージは私のほうに詳しいから、時間があと十五分くらいしかないらしいので、なるべく答弁を簡単に、私の質問に対して的確に答えてください。

いま労務管理に使われるかどうかは別とあなた方は言われるけれども、労務管理に使われやすいのは加算型のほうですね、だからからみても。この加算型が若干ふえてゐる傾向にある。私のデータから見れば、かなりパーセンテージが創設當時から比べればふえてゐる。これをどんどん推進していきなさいということが厚生省の方針だといふふうに聞いておりますけれども、どうでしょう。

○横田政府委員 加算型をふやすという行政指導をしてゐるかという点でございますが、いやそれは別に何をふやすというところは考えておりません。

○石母田委員 そうしますと、ここで大和田課長さんというのは、これは厚生省の人じゃないのですか。年金局の大和田企画課長——あなたですか。年金局の。あなたが書かれた「週刊社会保険」の一九七三年二月五日のナンバー七〇七号には、時間がないからさわりだけ読みましよう、「厚生基金の新設については、本来基金は手厚い給付を行なうことにあるので、将来保険料が引き上げられるような企業について認めるような指導をしていただきたい。」そして「基金のあり方として加算型を推進していきたいと考えてゐる。」というのは、厚生省じゃなくて、あなた

個人の考え方でございますか。

○大和田説明員 この問題につきましては、特に基金のメリットというものが低下するということにつきましまして、この基金のメリットの低下のてこ入れというふうな意味におきますれば、加算型といふのが一つあるじゃないかというふうな考えをたわけでございます。そういった意味合いにおきまして、そこに書いたということでございます。

○石母田委員 行政指導してないことだが、しかしやはり年金局の大和田企画課長という肩書きで書かれたので、行政指導してないといつたつて、こういう本に書けば、厚生省はこうじゃないかといふふうに普通は考えるだろうと思ひけれども、その点これは個人の考え方ですか、それとも年金局長が言ふんじゃなくて、やはり担当者としてはそういうふうに指導しているということですか。

○横田政府委員 この基金の民間の方針の問題につきましましては、御承知のように代行型、加算型、共済型、いずれもある基金でございしますので、設立なさりたい方の御希望によつて、それなりに財政計算なり何なりを拝見して、そこで認可をいたしておりますので、このタイプであれば非常に認可は簡単にいたしますよとか、このタイプであれば、これはむずかしいとか、そういうことは一切考えておりません。

○石母田委員 以上で調整年金の問題についての質問は終わりますけれども、とにかくこれは設立當時から日経連、金融機関など含めて、いわゆる労働者の側からこういうものが起きたんじやなくて、あの當時から労働者、労働組合あるいはこの国会の中でも革新政党を中心にして反対があつたわけですね。その場合に一番反対の理由になつたのは、先ほど言つたように、これは金融機関のそういう資金運用にねらわれるんじゃないか、それが主じゃないか、それから大企業の労務管理に使われることになつて、それで企業の採算のいいところは、つまりいま言われたように、もし大和田課

長の方向でいけば、もうけの多い余裕のあるところですね、こういうところはほんのいいプラスアルファがつく、そうでないところは逆に悪い年金で、政府の年金で、がまんしなければならぬという企業格差がつくんじゃないか。そうすると社会保障年金というあり方から見ると、こういうふうに入大企業のように利潤がふえて積み立て金もよけたまるところはいい給付であって、そうでないところはそうじゃないということになったら、年金本来、社会保障の本来の目的からいってもおかしいじゃないかということ、いまのこの公的年金制度の中にさらに調整年金というものを加えることに、こういうことになるかということで反対があったと思うんです。

そういう点から見ますと、私はきょうの短時間における質問におきまして、大体この反対した理由が現実の問題として出てきているんじゃないか。しかし、いますでに五百万人の方々が入っておられるという現実には、この問題は十分重視して、そうしてその解決のしかたをやはり基本的検討も含めてぜひ厚生省で善処して指導していただきたい、こういうことをお願いして、この点に関する質問を終わりたいと思います。

あと十分ほどしかございませんので、私は年金の全体の問題について質問したいと思えます。

年金の審議も終わりに近づいているわけでございますけれども、私もこの年金の問題でいろいろ審議をしてまいりました。しかし私どもとしてどうしても納得できないのは、この年金の提案が食える年金、いわゆる最低の生活を保障するという原則を踏まえているかどうかという問題なんです。大臣も再三その谷間の問題や、あるいは老齢福祉年金の問題で、三千五百円や五千円で食えるとは思ってないということを言われました。しかし、その最低の生活を保障ということにできるだけ近づくと、この点から見ると、あまりにも隔たりがあり過ぎるんじゃないかということで、この年金が最低の生活を保障するという原則に立ってな

いんじゃないかということで、これを四党共同提案に比べますと、なお一その点の違いがはっきりいたします。

そういう意味で、ぜひともこの最低生活の保障という問題について大幅に年金の水準を引き上げると。特に谷間といわれる老齢福祉年金の、今度新たに入ってくるわけですが、それが三千五百円。しかもまた名前を違えたまま差をつけるというやり方について、これらを含めまして大幅に引き上げていく。この四党共同提案の方向にこれを現実させていくということについてもう一度厚生大臣に、生活の最低保障という原則に立った年金の実現についてお伺いしたいと思えます。それと八木議員にもぜひお願いしたいと思えます。

○齋藤國務大臣 厚生年金、国民年金とも老後の生活をささえる、こういう性格のものでなければならぬ。そういう観点から、御承知のように今回は、勤労者につきましては平均標準報酬の六割、すなわち五万円を夫婦の生活をささえる年金額としては適当であろうということで、こういう五万円年金というものを提案いたしましたわけでございますが、その年金制度が確立するためには、厚生年金のほうはすでにそうなっておりますが、国民年金のほうは創設後まだ十二、三年しか経過しておりませんから、そういう金額をいだける人はまだいないわけでございます。そういうレールだけははつきり敷こう、これが今度の法律改正のねらいでございます。

しかし、それに関連いたしまして、いわゆる老齢福祉年金の問題、それから谷間の老人の問題、これが二つ経過的問題があるわけでございます。そこで老齢福祉年金につきましては、もうたびたびお答えを申し上げておりますように、制定の当初からこの制度は全額国費、すなわち拠出制年金によって全国民がその恩恵を受けるようになるまでの間の経過的な措置として全額国費で何らかの措置を講じなければならぬというわけで、すなわち老後の生活に多少なりゆとりでも持たすようにしてあげようではないかということで出発

をいたしてまいりました。そして十二、三年の間千円から三千五百円、本年度は五千円というところまでまいったわけでございます。そしてまた来年度は七千五百円、次の年は一万円、夫婦で二万円、こういうふうになってまいったわけでございます。

そこで、社会党さんその他野党の方々の提案によりまして、これを一挙に上げたいという案が出ておられます。こういう金額は多いにこしたことはないと思いますが、これはやはり全額国費、国民の税金から成り立っているものでございますので、そう上げたいからといって財政というものを考えないわけにはいかないだろうと思うのです。そういうわけではございませんが、私も毎年努力をいたしておるわけでございますが、今後ともこういう老齢福祉年金の改善には前向きに努力をしていかなければならぬと思えます。しかし、その金額が拠出制年金のように五万円までのものだということになりますと、性格の本質に触れる問題になりますので、こういう本質の問題につきましまして、今後五カ年計画策定の中にあって十分慎重に検討を続けてまいりたいという考えでございます。

それから谷間の問題につきましても、この方々は制度創設以来国民年金体系の中に入らなかった人でございます。いままでの方は七十歳になつてから初めて老齢福祉年金をちょうだいいたしておるわけでございますが、こういうふうには大幅な年金改正をやろう、こういう際でもございまして、七十歳までお待ちいただくのはどうであろうかということで、国会の審議の過程において決着をつけていただきたいと政府は申し上げてまいったわけでございます。

そこで、いままで七十歳までもうすでお待ちになつて老齢福祉年金をいただいております方がたくさんある。そういうことも十分頭に描くならば、橋本私案のような老齢福祉年金の七割、三千五百円が適当ではないかと私も思いますが、これは私案に対する私の個人的意見でございますが、こ

の問題につきましましては国会の審議において与野党一致の決議がなされましたときに政府の御意見を申し上げるべき性質のものでございしますが、私個人としては、いままで待って七十歳になつて、そして老齢福祉年金をいただいております方々との均衡等を考えてみれば、私は七割程度、三千五百円程度が個人的には適当な線ではなからうか。これも上げるにこしたことはないでしょうし、同じにすることもけっこうでございますし、いろいろな今日までのいきさつ等もございしますが、さうにまた全額国費であるということを考えれば、お互いに欲を出してどんどん上げたほうがいいという気持ちには私もわかりません。それにこしたことはありませんが、やはりものというものは、まああの線までとめていただくというのが適当ではないだろうか、こういうふうには私に考えております。

しかしながら、こういうふうな老齢福祉年金の問題、あるいは谷間におられる方々に対する特別の年金問題、これはもうほんとうに大事な問題でございます。今日までの御老人の方々、ほんとうに戦争の間また戦後非常に御苦勞なされた方々ばかりでございますから、私もほんとうに問題について、今後とも改善に努力いたしたいという気持ちにはあなたと同じであると思えます。

○八木(二)議員 石母田委員の年金制度を国民のために確立したいという熱意に満ちた御質問に敬意を表しながら、お答えをいたしたいと思います。私も四党は、すべての国民にすぐ生活できる年金を保障しなければならぬと考えて、四党案を提出いたしたわけでございます。いま厚生大臣の御答弁を伺っておりますと、私どもの考え方とたいへん違っている点がある、政府の姿勢として非常に遺憾であります。憲法は生存権を日本国民に保障しているわけでありまして、その生存権の一環として年金というものを非常に重要なものにし、全国民に及ばなければならぬと思っております。生活保護法というものがございしますが、これは健康で文化的な最低水準であつて、年金というものは健康で文化的な相当の水準を全

国民に保障するものでなければならぬと思うわけでありませう。そうした観点に立つて、四党案はすべての方々に生活できる年金を保障したいと存じまして、これをつくり上げたわけでありませう。

御承知のとおり、厚生年金では政府案のような、上げ底をつくって二十七年に五万円と称するものでなしに、二十年前からの計算基礎年数をもとにして六万一千円、国民年金も付加保険料を入れないで、ほんとうの夫婦六万円というものををつくり上げたわけですが、その間この四党案の最も苦心したものは、一番不幸な目にあつた方にも必ず生活できる年金を保障したいということでありませう。厚生年金では最も低賃金でそのまゝ来られた方でも、二十年経過をした方は四万三千円になるという内容になつてゐるわけでございます。

〔竹内繁 委員長代理退席、委員長着席〕

そして国民年金は、もちろん五年、十年年金という場合に、十年年金は夫婦五万一千円、五年年金は夫婦四万六千円、そのように年金制度発足がおそかつたために、そのような拠出制あるいは社会保険式になじまないものに対して、これをすぐに食べられる年金にするために底上げをしたわけでございます。ことにこの年金制度の発足がおそかつたために最も被害を受けた老齢福祉年金、その他福祉年金の対象者に対して、これをぜひ生活できる年金を受け取っていただきたいということ、老齢福祉年金は一人二万円、そして夫婦四万円というものををつくり上げたわけでございます。これも私もとはいへん少くないと思つております。

しかし、私どもの主張いたしております賃金スライドは、これは厚生年金、国民年金拠出制だけではなしに、福祉年金にもこの賃金自動スライドを及ぼす考え方でございます。一五%毎年上がるといういたしましたならば、きつち三年後には老齢福祉年金が一人三万円、夫婦六万円になる計算でございます。その他保険料免除を受けた人たちに對する政府のほうの考え方は非常に冷たいものがございます。現行法を直そうといたしております。

せん。これを直すことによって全期間保険料免除という不幸な状態になつた方々にも、十分な生活のできる年金を保障する内容に相なつておるわけでございます。ことに政府案の中の非常な欠陥は、障害、遺族というところでございます。障害について、遺族について、この福祉年金については今度の改正案が通りましても食える年金ではございません。特に二級障害福祉年金という制度がございます。政府案では一級障害年金、国民年金の障害年金には一萬八千四百円の最低保障をつけておりますが、同じ障害で、何を好んで障害を受けたことのない人が——これはいまのところ政府案ではゼロであります。改正をしてゼロであります。こんなことではならぬということで私も二級障害福祉年金制度をつくって二萬四千七百五十円の年金にしたい、一級障害年金は三萬三千円にしたいということになつてゐるわけでありませう。遺族の拠出制あるいは無拠出制の政府案と非常に違つたことは石田田委員も御承知のとおりでございます。

こうしたことについて、国費で出すんだから、なかなかできないということをおつたから、これが大体間違ひであります。生存権は国が保障しなければならぬ。そしてわれわれを育て、この社会を築いてきて苦勞してきた先輩に対して、全国民は当然その生活が豊かになつてもらいたいというほんとうの気持ちを持つてゐるわけでありませう。それを国費で福祉年金は全額を保障するんだから、なかなかさうまで行かない、これは全国民のほんとうの願いを、ほんとうの先輩に對する気持ちを政府というものが臨みにしてゐるということにならうと思ひます。当然租税でこのういふものをふやしていかなければならぬと思ひうわけでありませう。その租税は当然累進課税大資本、お金持ちからたくさん取る、大ぜいの働く国民からは取らない、そのような租税によつてこれをまかなつていかなければならぬと思ひます。この四党案を実現するときに、本年度において五千三百億要るだけでありませう。来年度は満年

度で一兆五千億が要るだけでありませう。こんなものは断じて実施ができるものであり、社会保障制度審議会の三十七年の答申によれば、昭和四十五年で給付額の四分の一以上は社会保障費に組まなければならぬということが明記をされております。これは自民党の議員さんもあるいは政府の次官もみんな入つたところで、それは最小必要であるという勧告であります。それから後三年たつております。この比率は上がらなければならぬ。その比率としても三兆八千億の社会保障費が支出をされなければならぬ。政府がごまかして呼号してゐる社会保障費は二兆一千億の少額であります。したがつて、これを実現すれば直ちにこの年金制度は四党案のとおりを実現ができ、さらに医療保障あるいは児童手当も、あらゆる社会保障をさらに前進させることができるわけでございます。財政的の裏づけも完全にでき上がつてゐるわけでございます。

どうか石田田先生はじめ全委員の方々の御推進によつて四党案が可決されるようにしていただきたいと思ひます。政府もこのことをかみしめられて反省されることを求めるものであります。

○石田田委員 時間が参りましたので、これで終わりますが、私が質問してお答え願ふことをいまいだします。私もこの保険料の引き上げが行なわれて、特にいま言われました国民年金で五万円というものをすくもらえるんじゃないかというふうな思ひをされたといひますか思ひ込んでゐる方がたくさんいる中で、大臣もおっしゃいましたように、これは十八年先、かなり先になるわけですが、そのために保険料だけ、掛け金だけは五百五十円から九百円というふうな六割も一べんで上がる。こういうことになりませうと、何か料理のにおいだけかがされて代金だけ先に取られるというふうなもの。おい先短いお年寄りにすぎま生活を最低保障するような年金にしたい、このように思ひます。特にこの保険料の引き上げについては、厚生年金におきましても大幅な値

上げが行なわれますので、いま八木議員が言われたように、四党共同提案においては値上げなしにこの最低保障をするような、大幅にそこに近づいていくような案が出されております。

さらにこの財政の問題についても、いまの積み立て方式ではなく賦課方式を目ざして、ほんとうにインフレなどによつて減価を生じないような最低保障できるような財政方式も取り込んでやっております。したがつて、こういう点から見ますと、この修正案で審議を通じて若干の前進を見ましたけれども、まだまだこの負担をさせながら保険給付の改善を行なうというのではなく、もつとほんとうに老後の生活を保障できるように年金の改善を保険料の引き上げなしにやつていく、こういう方向での四党共同提案こそ、四党という政党の名前がついてゐますけれども、まさにいまの全老人が、国民が願つてゐるもの、それに非常に近づくものが今度の提案である。四党共同提案といふのは国会の中の呼称であつて、まさに国民的な、全老人の願つてゐる法案だと思つております。そういう点で、ぜひともこのことは超党派で、自民党の諸君も政府の諸君も大胆にこの四党案に賛成されて実現するようお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○田川委員 小宮武喜君。

○小宮委員 時間がございませんで大臣にお伺いをいたしますが、さきに経済審議会が政府に答申した経済社会基本計画における社会保障の医療水準は、振替所得の国民所得に對する比率を四十七年度の六%から五十二年には八・八%に引き上げようとするものであります。この振替所得の比率について、諸外国に比べて非常に低いのではないかとこのように考えますが、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 今回の経済社会基本計画によりまして、振替所得の国民所得に對する比率を六%から八・八%に引き上げるという問題に關連しまして、諸外国との比較で低過ぎるではないか、このういつたふうな趣旨のお尋ねであつたと思ひます。

が、もちろん私どもはこの五カ年計画のそういう中身だけで満足しておるものではございません。社会保障の前進のためにはそういう基礎固めをして、さらにまたそのあとの五年において飛躍的な発展をしていきたい、こういう考えでございますから、さしあたりの問題としては今後の五カ年においては振替所得八・八、その辺でしんぼうをし、それを足がかりにして、さらに前進を続けていくべきであらう、こういうふうに考えておる次第でございます。

○小宮委員 昨年発表された経済白書でもこのことを認めておりまして、「わが国の社会保障は立ち遅れが目立ち、低水準にあることを考えると」、「それだけの時代にふさわしい生活を享受できること、いわば生活権ともいふべきものの確保をめざして社会保障の充実がはからなければならない」といふ。このための目標設定とその実現のプログラムの作成は緊要性を帯びている。」というところを指摘しております。この経済社会基本計画に掲げる社会保障の目標水準は、はたしてこのわが国の社会保障の立ち遅れを解消して生活権の確立を目ざすものといえるかどうか、この点について、ひとつ大臣の所見はいかがでしょう。

○齋藤國務大臣 この計画は、御承知のように活力ある福祉社会建設というのを旨としておるわけでございますから、十分そうした方向に向いて努力することができると思っています。しかし私どもはこれで満足しているものではない、今後とも努力をしていかなければならない、こういう気持ちでおることを御理解いただきたいと思うのでございます。

○小宮委員 いま大臣も言われたように、活力ある福祉社会ということはどういうような社会ですか。わざわざ「活力ある」という字句を挿入したのはどういふような理由ですか。その点いかがですか。

○齋藤國務大臣 まず第一に経済活動の面で、公害の防除とか、あるいは自然環境の保全、こういうふうな問題を配慮いたしまして、社会的な環境

整備に力を入れていくような社会にならなければならぬということとを第一とし、個人的な生活におきましても、ゆとりのある安定した生活、さらにまた地域社会においても地域の意識を反映し、それぞれ独立性を持った発展が可能である社会、まあこういうふうなことでございまして、言うなれば、個人的な福祉以外に、われわれの地域的な生活環境をも含めた豊かな社会を築いていかなければならない、こういう考え方であると思えます。

○小宮委員 私は、わざわざ「活力ある福祉社会」とうたつたのは、経済審議会が所得再分配政策や公害対策等の政策転換を「極端かつ性急に行なうと、産業活動の停滞により失業が増大するほか、国際競争力がそなわれ、国民福祉の充実に必要な資源も不足し」、「活力に乏しい停滞社会になるおそれがあるから」とうたつてあります。したがって、このことをわざわざ「活力ある福祉社会」ということにしたのは、どういふことか。

では、この審議会の答申の所得再分配政策や公害対策を急いでではないかというのはどういうことなのか。また「極端かつ性急」というのはどういふような意味なのか。この審議会の答申を見てみますと、これでは労働者の賃金も大幅に上げてはならない、また、今日これだけ深刻な社会問題になっております公害対策も急いではならぬというようにしか、この審議会の答申は印象を受けないのですが、その点いかがでしょう。

○齋藤國務大臣 私は、そういうふうな理解をいたしております。公害の防除、さらに自然環境の保全などは、地域社会における福祉の最も大事な問題でございまして、そういう方面については社会全般の進展の中で十分に適正な位置づけを行なつていかなければならない、こういう重要な問題であると考えております。労働者の賃金等についても、これを大幅にということとは別といたしまして、適正な上昇をはかつていかなければならない。それはもう当然のことであると私どもは理解をいたしております。

○小宮委員 この経済審議会の答申は、私考えますのに、どうしてもわが国の社会保障水準を結局欧州諸国のように高くしてはならないというふうな思想が貫かれていっていると思うのです。そういうふうにししか理解できません。

それでは、世界各國の国民一人当たりの社会保障費は幾らになっているか教えてください。また、国民の総生産に対する社会保障費の割合はどのようになっておるのか、ひとつ資料を示してください。

○岸野説明員 若干古い資料でございますが、入手し得る一番最近の資料でございますので、御了解願いたいと思ひます。

一人当たりの社会保障給付費は、一九六六年にはアメリカは二百五十九ドルでございます。それからスウェーデンが四百三十三ドル、それから西ドイツが三百三十三ドル、それからオランダが二百六十四ドル。当時日本は三百六十円の換算でございまして、五十三ドル。これが昭和四十七年度の社会保障給付費四兆七千三百七十一億円を二百七十円で換算いたしますと、わが国の昭和四十七年度の一人当たりの社会保障給付費はおおむね百六十五ドルぐらい、こういうふうな推算を持っております。

○小宮委員 田中総理も、また厚生大臣も予算委員会において、福祉の長期計画策定についてこういうふうな答弁しておられます。四十九年度予算案をまとめる時期までに、大体今年じゅうに年次五カ年計画をつくりたいといふことを述べられておりますが、これはことじゅうに年次計画は策定しますか。その場合、経済基本計画での目標である五十二年度の八・八%を目標にして策定するのかどうか、その点もあわせてひとつ御答弁願ひたい。

○齋藤國務大臣 私どもの考えております社会保障長期計画におきましては、五十二年度に振替所得の国民所得に対する比率が八・八%になるような社会保障拡充計画をきめるわけでございまして、

それで、先ほどもちよつとお話ございましたが、わが国の社会保障の諸外国に対する比較は、これは一九六六年の資料によりますと、社会保障給付費の国民所得に対する比率は六・七%程度でございまして、五十二年になりますと、社会保障給付費で見ますと、大体一〇%に上昇をいたします。一〇%ないし一一%に上昇をいたします。こういうことでございまして、西欧先進諸国の社会保障給付費というものは、大体国民所得に対する比率が一五%程度のものが多いわけでございまして、西欧先進諸国に非常に近づいてくるわけでございまして、そういうふうなことで、五十二年度に振替所得八・八%ということになりますと、社会保障給付費の比率は一〇%ないし一一%、こういうことになるわけでございまして、そうした計画になるように、長期計画において五カ年計画を、年次別の案を策定する。それをいま御相談願ひておまして、大体八月末までにその青写真をつくりたい、こういうわけで鋭意努力をいたしておる最中でございます。

○小宮委員 それでは、昭和四十七年度でも振替所得の対国民所得比は約六%になっております。そうしますと、四十八年度は、今度の改正案によつてどれぐらいになるのか、私は七%ぐらいになるのではないかと、五十二年度の目標値が八・八%としますと、あと四年間でわずか一・八%の伸びにしかならない。そうすると、年平均で〇・四五%の伸びにしかならぬ。どうですか、これではあまりにも低過ぎはしませんか。

○齋藤國務大臣 振替所得の比率が六%から八・八%、こう言ひますが、国民所得はほとんど増大をしていくわけでございまして、やはり金額的に見ますと、相当膨大な金額になるものと考えておるわけでございまして、しかもまた、社会保障給付費が六・七%から一〇%ないし一一%になる、こういうわけですから、社会保障の給付費が国民所得の中で一〇%、これはやっぱり相当な額だと評価していいのではないかと、かように考えて

おります。

○小宮委員 時間がございませぬから急ぎます。

わが国の厚生年金制度は昭和十七年に発足を見たのでありますが、その当時の説明によりますと、労働者の老後及び廃疾の場合の不安を一通し、労働者として後顧の憂いなく専心職域に奉公せしむることにあり。というふうにいわれております。また年金額については、あまり多額を支給すると、かえって弊害を生ずる恐れがあるので、老齢に伴い収入の減少を考慮して、その必要な生活費の一部を補給する。という説明がなされておるのです。すなわち、年金は生活費の足しであるという思想に基づいて、この厚生年金——その当時は厚生年金という名前ではなくて労働者年金保険として発足したわけですが、しかし国民年金が発足して国民皆保険となった今日でも、私は、どうも政府はこの思想に立っているのではないかと、いうふうには理解するわけですが、年金制度はその意味で、先ほどの答弁にもありましたが、あくまで生活費の足しと考えておるのか、それとも食える年金と考えておるのか、この際、はっきり

○小宮委員 年金はあくまでも老人の老後の生活をささえる年金でなければならぬ、これが基本的な私どもの考えでございます。食うとか食えないとかいう概念とはちよつとはずれますが、老後の生活をささえるに足る、それは全部が大部分かは別といたしまして、大部分をささえるに足る年金でなければならぬ、こういうふうに私は考えております。

○小宮委員 厚生年金法の第一条の目的には「労働者の老齢、廢疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、」ということとがうたわれておりますが、いまの大臣の答弁も、生活をささえるに足る年金だということになると、やはりどうしても大臣の考え方の中には、年金というのは生活の足しであるという思想が流れておると思うのですが、あくまで大臣はこの年

金の性格については生活の足しであるというふう——ささえるというのはいささか意味です。私はささえるというのは一つの足しだ、生活費の足しだということにしか理解できませんが、どうですか。

○小宮委員 足しとささえるかという文字のお話でございますが、私も必要とするに老後の夫婦の生活——夫婦だけですよ、子供は一応別として、六十五歳なり七十歳以上なりの御老人の方々の二人の生活をささえるに足る家計、家計といいますが、大部分をささえるに足る年金。したがって今度のも、五万円というのは働いておる労働者の平均標準報酬の六割、こういうわけなんです。でございまして、足しというのと、何かほんのちよつとした一部という感じがしますが、ちよつとした一部というのではなくて、全部ではなくても相当の部分を支さえるというわけでございますから、足しにするというのではなくて、やはりささえるというのが適当なことばじゃないかと私は思います。

○小宮委員 五万円年金ということばが盛んに使われておるわけですが、この五万円年金というのは、改正後の十一月から新たに老齢年金を受ける人たちの中で加入期間や月収が平均的な人の年金月額が五万円ということですが、その平均的な人というのは厚生省の計算では、二十七年加入して再評価後の平均月収が八万四千六百円の人ということをいっておるわけですが、肝心の再評価の計算はどうするの。

私は昭和三十三年から四十年までは四倍に読みかえて、四十一年以降は二倍に読みかえるとかいうことを伺っておるわけですが、再評価の計算はどういうふうな方法で行なうのか明らかにしてもいい。また、そのためにはこの平均的な人のモデル計算をひとつ示してもらいたい。

○横田政府委員 過去の標準報酬の再評価の問題でございます。御提案申し上げております法律案の中に書いておりますように、全部は読みませんが、三十三年三月以前につきましては三・八七、

一番直近の四十四年十一月から四十六年十月までにつきましては一・一五、こういうふうな再評価率になっております。

基本的な考え方を申し上げますと、標準報酬制度をとっておりますので、一番新しい時点での標準報酬によります平均標準報酬額をここに法律に書いてございまして各時期におきましての標準報酬制度内における平均標準報酬額、これと比べまして、まず再評価率の基本をきめておるわけでございます。ただそれだけでもって再評価の際、多少不合理が生じますので、二、三修正をいたしました。このような再評価率になっております。お許しただきましたら、また詳しくその辺の修正の内容等についても再度御説明をいたしたいと思っております。

○小宮委員 その改正案によりますと、物価スライド制で、今後消費者物価が五%以上上昇した場合に、その値上がり分だけ翌年の年金額にスライドして引き上げるといふことになっておりますが、五%を基準に置いた根拠は何ですか。

○横田政府委員 五%を基準に置きました一番の根拠は、社会保険審議会等の御審議の過程におきまして自動的な物価スライド制をとる場合は大体五%程度がよろしかろう、これが一番基本でございますが、そのほかに最近における各年次の消費物価指数の動向でございましてか経済社会発展計画における物価上昇の比率でございまして、かいたものを勘案いたしまして、五%にいたしております。

○小宮委員 かりに物価が六%上がったと仮定した場合に、年金受給者の、平均扶養家族で家計の支出増はどれだけになるのか。それでその人が今度物価にスライドされてふえる年金額はどれだけになりますか。比較対照してみてください。

○横田政府委員 消費者物価指数がどれくらい変わった場合に、標準的な消費単位あるいは標準的な家庭でもってどれくらい上がるかといった計算は実はいたしておりますが、大体年金については、物価上昇によって相対的に目減りする分だけ

は補っておかなければならないという考え方をとっております。

それから平均的な年金額に対して、たとえば六%消費者物価が上がった場合にどうなるかという点でございしますが、それは単純に年金額に六%をかけた合わせた金額というふうに御理解いただいでよろしいと思います。

○小宮委員 私が知りたいのは、物価がかりに六%上がった場合に、その平均的な家庭でどれだけの支出増になるのかということです。五%以上上がった場合は、その上がった分だけその翌年の年金にスライドするということですから、その意味で支出がふえて、やはり年金は上がったも支出増に対して非常にマイナスになるということでは、その人の生活はますます苦しくなっていくのではないかと、このことを指摘したいので、念のためにどれくらいふえるか、またどれくらい年金がふえて支出はどれくらいふえるのかということをお聞きしたわけですが、計算しておらぬということだから、やむを得ません。

○横田政府委員 六%上がりました場合には、上がった六%を年金額に上積みいたしますから、御懸念の点はございません。

○小宮委員 そうなりますと、たとえば四・九%物価が上昇した場合に、この人たちは〇・一%か〇・二%のことで物価にスライドされぬという問題が起きてきますね。そんなことがかりに五年も十年も続いた場合、この人たちの年金は物価にスライドされず、生活が相当苦しくなるということとが考えられますので、そういうような場合は再計算期にあたりその問題は是正するわけですか。

○横田政府委員 ある年度において四・九%上がりまして、その翌年度において一%上がったとしますと、五・九%でございまして、その時点において上がった分の物価スライドを実施いたします。

○小宮委員 再計算期はいままでどおり五年ですか。このことについては厚生大臣も再計算期は非常に縮める、早めるということを言われておりま

は補っておかなければならないという考え方をとっております。

それから平均的な年金額に対して、たとえば六%消費者物価が上がった場合にどうなるかという点でございしますが、それは単純に年金額に六%をかけた合わせた金額というふうに御理解いただいでよろしいと思います。

○小宮委員 私が知りたいのは、物価がかりに六%上がった場合に、その平均的な家庭でどれだけの支出増になるのかということです。五%以上上がった場合は、その上がった分だけその翌年の年金にスライドするということですから、その意味で支出がふえて、やはり年金は上がったも支出増に対して非常にマイナスになるということでは、その人の生活はますます苦しくなっていくのではないかと、このことを指摘したいので、念のためにどれくらいふえるか、またどれくらい年金がふえて支出はどれくらいふえるのかということをお聞きしたわけですが、計算しておらぬということだから、やむを得ません。

○横田政府委員 六%上がりました場合には、上がった六%を年金額に上積みいたしますから、御懸念の点はございません。

○小宮委員 そうなりますと、たとえば四・九%物価が上昇した場合に、この人たちは〇・一%か〇・二%のことで物価にスライドされぬという問題が起きてきますね。そんなことがかりに五年も十年も続いた場合、この人たちの年金は物価にスライドされず、生活が相当苦しくなるということとが考えられますので、そういうような場合は再計算期にあたりその問題は是正するわけですか。

すが、従来どおり五年でやるか、それとも三年でやるのか二年でやるのか、その点いかがですか。

○横田政府委員 法律のたてまえといたしましては、少なくとも五年ごととなっておりまして、賃金の上昇でございまして、あるいは生活水準の上昇ないしは物価指数が異常に高騰しておるといふようなことを勘案いたしまして、再計算期を短縮しなければならぬという事情が生じた場合には、その時点において短縮をいたしまして再計算をするということになります。

○小宮委員 五万四千金について私ちよつと疑問を持つのですが、たまたま今回の場合は、加入期間が二十七年の人で平均月収が八万四千六百円になりますから、その六〇%支給ということでは五万四千金だ、こゝにいわれておるわけですね。一方で平均月収の六〇%を保障するのだからとてみたり、片一方では五万四千金だと言つておられますが、今回の場合は、たまたまそれが合致したからいいやうなもの、大体五万四千金ですか、それとも平均月収の六〇%年金というように理解していいわけですか、どちらですか。

○横田政府委員 基本的な考え方は、先ほど大臣のお答えにもございましたように、現役の労働者の平均標準報酬の六割を年金水準として確保する、こゝういふ考え方でございまして、そういう考え方を前提にいたしまして計算をいたしますと、今度の改正時点において新たに発生する標準的な方についての年金額が五万円になる、こゝういふこととでございます。

○小宮委員 平均月収の六〇%年金であるとするならば、物価スライドだけでは六〇%を維持することは非常に不可能なものです。したがって賃金上昇によつては、平均月収のいまは六〇%であつても、将来は五〇%になつたり四〇%になるということも当然考えられるわけですね。したがつて、その場合にはあくまで年度年度において、平均月収の六〇%を保障するという考え方を一貫してとりますか。

○横田政府委員 四十八年度の新しく改定される

年金水準は六〇%、その翌年、翌々年、必ず各年次とも六〇%であるかどうか、この点につきましましては、物価上昇なり賃金上昇の比率がどうなりまして、それはわかりませんが、はつきりしたことは申せませんが、六〇%水準を確保するという政策努力をしなければならぬ。したがつて、六〇%水準を大きく落ち込むようなことになりました場合には、当然そこで政策改定ということが必要になつてまいります。

年金の場合には、実はどの瞬間をとつても、ある水準を守つていくことは、どのような制度の設計をいたしましても、非常に年金制度技術上困難な問題がございまして、たとえば西ドイツのポインツシステムというのが被用者年金の典型で、最も理想的なもののようにいわれておりますけれども、これだつて大体この水準の問題につきましては、二年ないし三年のタイムラグがあるわけでございます。二年ないし三年のタイムラグがあるわけでございます。その辺は長期的に見ました際の年金水準といふのは、どのような形で維持されなければならないかといふ一つの制度、技術上の常識といふものはございまして、そのタイムラグが非常に長くなつて、落ち込んでおる期間がいたずらに長過ぎる、そういう事態は当然に防止しなければならぬと考へております。

○小宮委員 だから、再計算期が五年ということになると、いまは六〇%であつて、もう次の再計算期には五〇%になるか四〇%になるかわかりませんね。したがつて、その意味でも技術的に非常に不可能なむずかしい問題があつたにしても、やはり平均月収の六〇%年金を確保するようにやるためには、やはりこの再計算期をできるだけ、物価上昇、インフレ状況等によつては毎年でも行なうといふようなことをしなければ、ただ名目的に平均月収の六〇%年金だといつてみても、これは再計算期が五年とか三年にしてみても、その間は六〇%以下になつてしまふ。したがつて、その点については十分、六〇%年金を確保するという立場で今後やつていくといふふうに理解していいですか。

○横田政府委員 これは、可能な限り年金の水準の維持はどの時点をとつてもその水準を保つよう、な、そういった制度でなければならぬと思ひますけれども、年金制度につきましましては、いろいろ計算なり何なりといふものが非常にむずかしい要素がございまして、どの時点をとつても必ず六割である、そういう状態はなかなか困難でございまして。ただ、先ほど申し上げましたように、相当長期にわたつてその水準を割るというふうな、そういう事態は避けなければならぬから、その辺は経済情勢の推移によりまして、どの程度再計算期を早めて、その機会に政策改定をやるかという問題は、おのずからきまつてくる問題であらうと思ひます。はつきり申し上げられますことは、長期にわたつてその水準を割るというふうな事態が続くことのないやうな、そういう政策努力をいたさなければならぬということとでございます。

○小宮委員 厚生年金では二十七年で五万円ですね、国民年金では二十五年で五万円年金になつています。なぜ厚生年金と国民年金との間に二年間の差があるのか、その理由はどうですか。

○横田政府委員 厚生年金と国民年金との被保険者期間の差という問題でございまして、厚生年金の六〇%ラインと申しますのは、改正時点におきまして平均的な被保険者期間がどのくらいになるか、そういうことで考へておりますので、それは御承知のように二十七年になるわけでございます。したがつて、そういう標準的な被保険者期間の中についての年金水準といふものはどうなるか。

国民年金のほうは御承知のように厚生年金と非常にしかけが異なつております。一つは保険料もそれから保険金額ともに定額でございまして、それからもう一つは二十五年の期間を満たして退職される方というものは当面発生いたさないわけでございます。したがつて、国民年金について標準的な年金額をどういふふうにして定めるかという点になりますと、まだ現実に発生はいたして

おりませんけれども、制度上本来的な年金が発生するために必要な期間が二十五年ということとでございますので、その二十五年といふものを基礎にして、この年金水準を定める以外に方法はない。その場合、それなら厚生年金と国民年金の二十七年と二十五年をリンクさせまして金額的に同じにするかしないかという問題でございまして、実は国民年金につきましましては定額年金でございまして、保険料も定額でございまして、どちらかといひますと保険料負担の面で非常にむずかしい問題がございまして、厚生年金のほうは月給の安い方は保険料も安いし、高い方は高い。国民年金のほうには御承知のようにフラットで定額の保険料でございまして、勢い保険料のきめ方といふものはどなたでも御負担願ふやうな保険料になる。そうなるまいと、保険財政の問題といたしましては、なかなか厚生年金のレベルにリンクさせることは困難でございまして、片や被用者保険について将来の年金額といふものを六割水準に引いた場合には、それにリンクして自営業者、農民の年金水準等も考へることは政策的に必要であるといふやうなことでリンクをさせますと、どちらかといひますと、率直にいまして国民年金のほうで五万四千金といふものを維持することは財政的には非常にむずかしい要素がありまして、片や二十五年であるから、二十七年に比べて非常に有利過ぎるんじゃないかといふやうなことではなくて、むしろ事態は逆でございまして。

○田川委員 速記をとめて。

○田川委員 速記を始めて。

○小宮委員 厚生年金受給者は四十八年が八十八万人、五十年が九十八万人、六十年が二百五十万人、七十年が四百七十七万人、八十年が七百二十万人と見込まれておりますが、厚生年金加入者は現在二千二百五十一万人といわれておりますが、この五十

年、六十年、七十年、八十年の時点での見直しはどうか。それと、それぞれの時点においての積み立て金、支払い年金等の長期財政計画はどうなるのか。

○横田政府委員 厚生年金の被保険者数なり年金受給者数の将来推定でございますが、ここには基本的な年金でございます。老齢年金の表しかいま持ち合わせておりませんので、それで申し上げますと、昭和四十八年は被保険者数が二千三百四十五万二千人でございます。老齢年金は八十三万九千人。それが昭和五十年になりますと、被保険者数が二千四百十八万八千人、老齢年金の受給者が百三十七万七千人、七十年になりますと、被保険者数が二千七百七十一万人、老齢年金受給者が二百五十二万二千人、八十年になりますと、被保険者数が三千八百八十二万人、老齢年金の受給者が四千七百三十三万二千人、八十年になりますと、被保険者数が三千四百四十二万五千人、老齢年金の受給者が七百八十八万四千四百人、老齢年金の受給者になりますと、老齢年金の受給者は、被保険者に対して二・三・六％になります。

それから財政の見直しでございますが、財政の見直しは、いま申しました被保険者数、それから受給者数を前提として今回改正をお願いしております。繰り返されるような場合とどうなるかという観点から計算をいたしております。いまおっしゃった年次の六十年になりますと、支出額、支出ベースで申しますと……（小宮委員「あとで資料を出していただきます」と呼ぶ）よろしくでございます。簡単に申しますと、支出額で五兆九千四百六十七億、これが八十年あたりになりますと、大体年金制度成熟期でございますが、八十一兆九千三百四十六億というふうな非常に大きくなってまいります。これはあとでまたこの計算の資料は差し上げます。

○小宮委員 厚生年金に女子の加入者はどれくらいですか。それと、女子の加入者の中で年金受給者がありますかどうか。また、あるいは年金受給

資格者がどれくらいいるのか、それと、また今回の改正で保険料率の引き上げを男子も女子も同じ引き上げをやっておられるわけですが、その理由はどうしてか。

○八木政府委員 厚生年金の女子の被保険者数でございますが、全体が二千三百万に對しまして七百五十万というところで、約三〇％でございます。それから現在老齢年金の受給者は約十万人でございます。それから資格者の点につきましては、現実には裁定請求が出てまいりませんと、いまの段階では何とも……。

○横田政府委員 男子の料率と女子の料率の上げ幅を一緒にして千分の十五にしておる理由でございますが、実は、以前は女子は短期で退職いたしました。結婚されるために退職されるとか、短期の被保険者の方が多かったのでございますが、昭和三十六年に御承知のように通算制度ができましたから、短期でもって年金を離れる、脱退手当金をもらってやめてしまうという方がだんだん少なくなつてまいりました。それからもう一つは、女子の平均余命が男子に比べて非常に長いというふうなことで受給期間が長い、そういうふうなことで、年金の原価計算から申しますと、実は女子のほうがもっと高くしなければならぬ、そういう事情がございます。ただし、この点につきましては、やはり全般につきましてもそうでございますが、この女子だけをとりましても、一時に極端な保険料率の引き上げをするということは、なかなか御納得いただくのも困難でございますので、ある程度男子の料率とプールいたしまして、少なくともその上げ幅につきましては男子と同じような率にとどめたという事情でございます。

○小宮委員 賦課方式が積み立て方式かの問題でございますが、社保審の答申では、厚生年金については積み立て方式を凍結した上、直ちに賦課方式をとれという意見と、当面は現行の修正積み立て方式を続けながら修正の度合いを深めていくという意見が並記されているわけですが、少なくとも私は、厚生年金財源については賦課方式に移行

しても可能ではないかというふうに考えるわけですが、なぜ賦課方式に移行できないのか、ひとつ数字をあげて説明してもらいたい。

○横田政府委員 先ほど、あとから差し上げるお約束をいたしましたその表を見ていただきますと、非常によくわかりいただけるのでございまして、簡単に申し上げますと、さっき読み上げましたように、今年度におきましては被保険者数が二千三百五十万で、老齢年金の受給者が八十八万人でございます。受給者の被保険者数に対する割合で申しますと、三・六％でございます。それが昭和八十五年くらいになりますと、被保険者数が三千四百五十万人に對しまして、老齢年金の受給者数が八百二十万人に對しまして、いま申しましたような割合を考えると二七％になります。おおよそ三〇％、つまり、現役の労働者十人が保険料を納めますと、年金を受ける方が三人、こういうふうなことになるわけでございます。したがって現在のようには受給者数が非常に少ない時点において賦課方式をとらなければならぬということではなしに、やはり昭和八十五年、この辺になりますと、厚生年金制度も成熟化いたしました。これから以降は大体受給者数が被保険者数に對して同じような割合で移行いたしますから、この時点になりますと、賦課方式の考え方でも、それから積み立て方式の考え方でも、実質的に大差がない、こういうことになります。

ただ問題は、さっきもちよつと申しましたように、この時点になつてからは、単年度の給付のための支出が、保険の給付水準をそれ自身が何回か政策決定がなされるということもあり、それからまた受給者数が相当にふえるということもありまして、単年度の支出が非常に大きくなりますから、やはり年金財政を維持するたてまえからは、それなりの危険準備金的なものを持たなければならぬ、そういう問題はございます。ただいづれにいたしましても、そういう危険準備金的なものを持つて財政を運営するとした場合に、自分らが納めた保険料を将来自分らの給付の財源にする、そ

ういう考え方をとつても、現在の受給者に対して直接保険料を負担するというやり方をとつても、たいした差はなくなります。

ただ現在時点は、さっき申しましたように、わずか三・六％の受給者数でございますから、いまの時点で賦課方式をとりますと、いまの時点の被保険者は非常に安い保険料の負担で済むわけでございますが、将来になりますと、その時期の被保険者は極端に高い保険料を負担せられる。そういう世代間の不公平等、不公平というものが極端に露呈してまいりますので、その時期において高い保険料の御負担を願うといつても、おそらく現役の保険料を負担なさる被保険者が、なかなかそのことについて御同意をなさりづらいという問題がございます。したがって、この被保険者数に對する受給者がある程度安定した状態になるまでの間は、やはり賦課方式をとるということは問題である、そういう考え方をとっております。

○小宮委員 いまの答弁でも、将来とも積み立て方式を続けていくのではないというような御答弁ですが、やはり国年審でも、これは厚生年金財政に比べて非常に財政力が弱いということと、当面賦課方式への移行はとるべきでないということをしております。しかしながら、社保審でも、国年審でも、積み立て方式が最良の方策ではない、また将来にわたつて続けなさいということもいっていないわけですね。いづれ将来は賦課方式に移行すべきであるということも答申しないしは示唆しておるわけですが、その意味でいまの答弁でも積み立て方式をいつまでも恒久的に続けていくというお考えはないようですが、それではいまの政府の考え方からいけば、大体いつごろの時点で賦課方式に変えようというお考えなのか。これは欧米諸国でも当初は積み立て方式ということでスタートをして、やはりある時期には賦課方式に切りかえていますね。そういうような意味で、いまの政府の考え方としては、いつごろ積み立て方式を賦課方式に切りかえる可能性が出てくるのか。その見直しについてはいかがですか。

○横田政府委員 その点につきまして間違ひのないことを申し上げますと、年金制度が成熟化したしますと、方式を切りかえると申しますよりは、そのようなことになつてしまふ、こういうこととでございます。

ですから、成熟期以前におきまして無理をいたしまして方式を切りかえて積み立て金を減らすというふうなことになるかと、成熟期に近い時点になつて非常に多額の保険料を増徴しなければならぬ、こういうことになつてしまふので、いつごろ切りかえるという考え方は、実は私も非常に問題だと思つております。ただ成熟期を早めるような政策努力というものをなすべきである、こういう点については私も全く同意でございます。

したがしまして、年金の受給者というものは、御承知のように老齢年金につきましては、厚生年金は二十年間の被保険者期間、これがたんにだに実際に延びております。先ほどの御質問にございましたように、改正時点におきましては、大体平均二十七年になるわけでございまして、大体一年進行するにつくまして平均的な被保険者期間が六、七ヶ月延びておりますから、相当将来のことを考えますと四十年、四十五年という被保険者期間を持つ方が相当ふえてまいると思つております。

そういった場合には、そういったただ単に自然的にふえる状態にまかせないで、もうちょっと短い時点でおやめになつた方にも年金の受給権が発生するというふうな意味合いでのそういった成熟化の努力。それからもう一つは、年金水準自体を引き上げることによつて給付額がふえていくというそういった政策的な努力。そのようなことをいたしまして年金制度の成熟の時期を早めるといふことはいたさなければならぬし、それによつて早まった場合には、おのずから財政方式というものは賦課方式という方が積み立て方式という方が、必要な危険準備金的なものを持つて運営されるというふうなことに移行するわけでございまして、成熟化努力をどのようにするか、ま

たその成果がどのくらいあがるかということによりまして、方式がおのずから変化を来たすその時期がきまつてくる。それはそう努力いたしまして、もう近い将来にそのようなことが発生するとはなかなか思いません。

○小宮委員 時間がもうございませんで先を急ぎます。

無拠出の老齢福祉年金について今度の改正案では五千円に引き上げて、さらに先ほどの大臣の答弁でも、五十年以上に引き上げるようにしたいというのをたびたび大臣も言われておるわけですが、同時に年金の性格についても根本的に再検討を加える時期にきたということも総理も大臣も言っておるわけですが、政府は、この老齢福祉年金の性格について、先ほどからいろいろ、食える年金か、あるいは生活の足しかという問題を言ひましたけれども、この老齢福祉年金についても、あくまでもお年寄りの老人のつづかい程度と考へておるのか。再検討するといふのは、どういふふうな再検討するの。その点、ひとつこれは考へ方ですから、政務次官から御答弁いただきたい。

○横田政府委員 最初に私から従来の制度の発足以来のいきさつを簡単に申し上げまして、政務次官から政策的な御所見をお答えいただくことにいたします。

発足いたしましたのは昭和三十四年でございまして、そのもとになりました社会保障制度審議会の答申では、勇気づけるための年金、こういうふうな表現をとっております。発足の当時は月額千円でございまして、そのあと年金の引き上げについては、逐年百円でございまして、二百円でございまして、いまから考えますと非常に微々たる引き上げでございまして、昨年それから今年引き続きまして相当の引き上げをしてきています。今回は御提案申し上げておるのは千七百円の引き上げ、昨年は千円でございまして、そういった点を御勘案いただきますと、勇気づける程度の年金から逐次そういった社会保障的な性格を持った

年金に切りかえる努力をいたし続けてまいつておるわけでございしますが、ただ問題は、福祉年金の場合には御承知のように全額国庫によつて負担される年金でございまして、生活保護費の問題でございまして、そのほかもうもの、主として公費によつて負担される社会保障政策との関連等もございまして、福祉年金だけでもあつてあらゆることをまかなうのだ、こゝまではまだいってないわけですが。

したがって、そういった他の施策との関連等を考へ、今後の福祉年金というものをどのように持つていくかという点につきましては、そろそろ福祉年金の性格というものの検討をしなければならぬ時期にきた。ただし、いままではただ単なる勇気づけ年金でずっときたものではありまして、生活保護的なものに逐次切りかえる努力はしつつありますけれども、今後はひとつ本格的にその辺の割り切りをするというふうな意味で、大臣もたびたび福祉年金の性格の再検討を懇談会等にも相談して考へたいと答弁しておりました。いきさつはそういうことでございまして。

○山口(敏)政府委員 安心できる老後、その中における一つの年金制度の確立、これは時代的な必然性、また要求が非常に強いものがあることは先ほど御指摘のとおりでございしますが、また老人問題のいろいろな今日の課題を検討しておりますときに、やはり変革期の中における、ひとつの社会保障の中におけるお年寄りの方々の位置づけ、あるいは家庭内におけるお年寄りの方々の位置づけといふものを考へましたときに、やはり福祉年金につきましても、大臣がたびたび国会で答弁しておられますように、ただいまの局長のお話にもありましたように、勇気づけの年金から社会保障的な安定した形における福祉年金の確立というものが必要を迫られておる、こういう認識に私も立っておりますので、五十年に一万円というような形の中に、一つ一つ目標を設定して、その役割りを果たせるようにしていきたい、こう考へておる次第でございまして。

○小宮委員 六十七歳から六十九歳までのいわゆる谷間の老人に対する救済措置を政府も考へておるようですが、具体的に谷間の老人に対する特別年金制度の問題について、いま政府が考へておられる構想について、ひとつ説明を願ひたいと思ひます。

○横田政府委員 いわゆる谷間問題につきましては、大臣もたびたびお答えのように、国会審議の過程におきまして与野党の間でお話し合ひのついたその内容という、そういったお約束をいたしておるわけでございまして、私もまだ決着については伺っておりませんので、決着がつけば大臣のお話のとおり、そのような線に沿つて政府もそのような線に沿つての措置をする、こういうことだろうと思ひます。

○小宮委員 今回生活扶助基準の改定が行なわれて四人の標準世帯で一四％アップされて、現行の四万四千三百六十四円から五万五千七百七十五円に引き上げられましたけれども、これで最低生活がでるのかどうか。たとえば東京の四畳半の一間の家賃がどれくらいなのか、生活費にしても、総理府の生活統計指数は幾らになつてゐるのか、この点についてお聞きします。

○加藤(威)政府委員 いま先生御指摘のとおり、昭和四十八年度生活扶助基準を一四％引き上げたわけでございまして、そして、四人世帯で五万五千七百七十五円ということでございしますが、もちろん私もそれで十分だといふぐあいに考へておりません。おりませんけれども、しかし国民の中の低所得者階級とバランスというふうなもの考へ、また一日当たりの食費の程度、そういうようなものを勘案しますと、必ずしも楽な生活ではないけれども、一応何とか最低生活は確保できるといふような感じがいたします。しかし、最近の異常な物価上昇等を考へますと、先行き非常にむずかしい問題であるといふぐあいに考へておるところでございまして。

○小宮委員 失業対策事業に働いておられる労働者の賃金は千三百円ぐらいですね、間違ひないで

すね。――幾らですか。

○桑原政府委員 四十八年度の全国的な平均の数字でございますけれども、千四百五十円八十四銭ということになっております。

○小宮委員 それでは、今度中国から送ってこられたパンダちゃんの生活費は幾らですか。

○加藤(感)政府委員 先生から御質問がありまして、上野動物園に問い合わせましたら、一日の食費は三千円だそうでございます。

○小宮委員 そうしますと、人間の生活はパンダちゃんの生活より低いんですね。私が調べたのは二匹で三千六百円ですから、一匹で一日の生活費が千八百円、失対事業に働いておる人は家族を入れて、三人なり四人なりを扶養しておりながら千四百円ぐらい、また生活扶助家庭は、いま言われたように、これも一人当たり比べたら、パンダちゃんの生活よりも低いわけですね。

こういう実態をどういうふうに考えておられますか。人間の生活がパンダちゃんの生活より低くていいということですか。もっと人間の生活というものは大事にしなければいかぬのじゃないですか、その点どうですか。

○山口(敏)政府委員 小宮先生のおっしゃっている御趣旨は非常によく承しておるわけでございますが、人間とパンダちゃんどちを大事にするか、これはもう人間を大事にするのはあたりまえのことでございます。しかし、私どももいたしましても、生活扶助の問題等につきましても、いろいろ長期的な計画あるいは現実的な問題を含めまして、今回におきましても予算的あるいは行政的な面におきましても、先ほど局長が答弁いたしましたような趣旨で進んでおるわけでございます。パンダちゃんとの比較の点からの社会的、政治的な御批判、御意見というものは、また性格の事柄を別にすると思えますけれども、ひとつ前向きに検討したいと思えます。

○小宮委員 パンダちゃんが住んでおる家にしても五千二百万円で新築したわけでしょう。労働者が五千二百万の家をつくっていますか、五千二百

万の家に住んでおりますか。生活費だってそうでしょう。政府は、生活扶助家庭、保護家庭、あるいは失対労働者の賃金にしても、もっと人間を大事にするような福祉政策を積極的に進めていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○田川委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十四分休憩

午後十時三十三分開議

○田川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております四案に、内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の両案をあわせ、六案を一括して議題といたします。

本日予定となっております内閣総理大臣の当委員会への出席ができなくなったことにつきまして、委員長としてまことに遺憾であります。

これにて健康保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の各案に対する質疑は終局いたしました。

○田川委員長 まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

橋本龍太郎君、竹内繁一君、伊東正義君、塩谷一夫君及び山下徳夫君提出の本案に対する修正案が提出されております。

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案
健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を

次のように修正する。

第一条のうち、第八条及び第十一条第一項の改正規定を削る。

第一条のうち、第五十九条ノ二第二項の改正規定中「百分ノ六十」を「百分ノ七十」に改める。
第一条のうち、第七十条ノ三第二項の改正規定中「第三項」を「第四項」に、「千分ノ四」を「千分ノ六」に改める。

第一条のうち、第七十一条ノ四の改正規定中「次の二項」を「次の四項」に改め、新第七十一条ノ四第三項中「前項」を「第二項」に、「意見ヲ聴キ」を「議ヲ経テ」に改め、同項の次に次の一項を加える。
政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第一条のうち、新第七十一条ノ四第二項の次に次の一項を加える。
前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第一条のうち、第五章中第七十九条ノ二の次に四項を加える改正規定及び第八十七条の改正規定を削る。
第三条のうち、第三十一条ノ二第三項及び第五十條ノ十の改正規定中「百分ノ六十」を「百分ノ七十」に改める。

第三条のうち、第五十九条の改正規定中「次の二項」を「次の四項」に改め、新第五十九条第七項の改正規定中「前項」を「第六項」に、「意見ヲ聴キ」を「議ヲ経テ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

政府ハ厚生大臣ガ前項ノ規定ニ依リ保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第三条のうち、新第五十九条第六項の次に次の一項を加える。
前項ノ申出ニシテ保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改

定ヲ伴フ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第三条のうち、第六十条の改正規定中「第五十九條第七項」を「第五十九條第八項」に改める。

第六条のうち、第十八条ノ八第一項の改正規定中「及第三項」を「乃至第五項」に改め、同条第三項中「第七十一条ノ四第三項」を「第七十一条ノ四第四項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前二項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法第七十一条ノ四第三項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ル借入金ノ償還ノため政府ハ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付亦同ジ
附則第一条中「昭和四十八年四月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改める。

附則第二条第一項中「昭和四十八年四月一日」を「昭和四十八年八月一日」に、「昭和四十八年三月」を「昭和四十八年七月」に、「同年四月一日」を「同年九月三十日」に、「同年八月一日」を「同年九月三十日」に、「同年七月一日」を「同年九月三十日」に、「同年四月一日」を「同年九月三十日」に、「同年三月一日」を「同年七月一日」に、「同年四月一日」を「同年七月一日」に、「同年三月」を「同年七月」に、「同年四月」を「同年七月」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十八年四月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の健康保険法第五十九条ノ二並びに改正後の船員保険法第三十一条ノ二及び第五十條ノ十中「百分ノ七十」とあるのは、「百分ノ六十」とする。

附則第三条のうち、第五十七條第二項及び第六

項、第六十一條第三項、第六十三條第三項並びに第七十條の改正規定中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

附則第四條のうち、第三十四條、第三十七條第三項、第三十九條第三項及び第四十二條の改正規定中「十分の六」を「十分の七」に改める。

附則第五條のうち、第五十九條第二項及び第六十條、第六十三條第三項、第六十五條第三項並びに第七十二條の改正規定中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

附則第六條を附則第七條とし、附則第五條の次に次の一條を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第六條 昭和四十八年八月一日から昭和四十九年九月三十日までの間においては、改正後の国家公務員共済組合法第五十七條第二項及び第六十條、第六十一條第三項、第六十三條第三項並びに第七十條並びに改正後の地方公務員等共済組合法第五十九條第二項及び第六十條、第六十三條第三項、第六十五條第三項並びに第七十二條中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、改正後の公共企業体職員等共済組合法第三十四條、第三十七條第三項、第三十九條第三項及び第四十二條中「十分の七」とあるのは「十分の六」とする。

本修正の結果必要とする経費

昭和四十八年度においては、厚生保険特別会計健康勘定の特別保険料の修正による収入減は、約二百一十一億円である。

なお、家族療養費の給付率の修正による昭和四十九年度平年度の支出増は、厚生保険特別会計健康勘定約四百億円、船員保険特別会計疾病部門約十七億七千万円の見込みである。

○田川委員長 趣旨の説明を求めます。橋本龍太

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十六号

郎君。

○橋本龍太委員長 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、家族療養費の給付率六割を昭和四十九年十月一日から七割とすること。

第二に、特別保険料の徴収規定を削除すること。

第三に、料率の調整規定によって保険料率を変更する場合、社会保険審議会の意見を聞くこととなつてゐるのを、社会保険審議会の議を経ることと改め、料率を変更した場合、政府はその旨を国会に報告することとするともに、料率の引き上げの申し出は、給付内容の改善または診療報酬改定の場合に限ること。

第四に、料率の調整規定によって保険料率が引き上げられる場合の国庫補助率の増加は、料率千分の一につき千分の四を千分の六とすること。

第五に、厚生保険特別会計の借入れ制限を緩和すること。

第六に、船員保険、各種共済組合についても健康保険に準じて修正すること。

第七に、施行期日を昭和四十八年八月一日に改めること。

等でありま。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田川委員長 修正案の説明は終わりました。修正案について御発言はありませんか。――なければ、本修正案について、内閣の意見があればお述べ願ひます。齋藤厚生大臣。

○齋藤厚生大臣 ただいまの修正案につきまして、政府としてはやむを得ないものと認めます。

○田川委員長 これより本案及びこれに対する修正案を討論に付します。

昭和四十八年六月二十八日

討論の申し出がありますので、これを許します。加藤紘一君。

○加藤紘一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案につきまして、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意を表するものであります。

今日、国民医療の中核にならうべき医療保険制度が、医療供給体制と相まって一日も早く国民の要望にこたへることができるよう改善されることとが急務となつてゐることは言うまでもないところでありま。

一方、医療保険制度の改革問題につきまして、関係者の間で利害関係が錯綜し、問題の根本的解決をはかることが困難なものが多くこともまた事実でありま。

本改正案は、このような事情を克服して早急な改善をはかるべく、家族給付率の引き上げ、高額療養費制度の新設等国民の要望がきわめて強く、かつ緊要を要する給付改善を中心に、実現できるものから段階的に実施することに、財政の健全化に必要な措置を講じて制度の充実強化をはかるの方針のもとに立案されたものであり、わが国の現状にかんがみて高く評価すべきものと考えるのであります。

すなわち、第一に、多年の懸案であります家族給付率を六割に引き上げるとともに、ガン、心臓病等治療費が高額に及ぶ場合に、自己負担額を軽減する家族高額療養費の新設等を中心とする一連の給付改善は、質的にも量的にも国民の福祉増進に大きく寄与するものであります。

第二に、政管健保に対する三千億円の及ぶ累積赤字のたな上げ、給付率の百分の十に及ぶ定率国庫補助の新設、財政の恒常的安定のための、きめこまかい配慮を加えた保険料率の弾力的調整規定の設定、さらには標準報酬の上下限改定による保険料負担の合理化などは、保険財政の長期的安定をはかることによつて、健康保険制度の今後の発展の基礎を固めようとするものであり、適切な

措置であります。

第三に、画期的かつ大幅な給付改善との見合いで若干の保険料負担が増加することは、社会保険制度である以上は当然のこととあります。

われわれは、以上のように政府原案の趣旨を一応了しなげらう、第一に、家族給付率について国民の強い要望にこたへるため明年十月から七割給付とすること。

第二に、特別保険料の徴収は、なお検討を要するものとして削除すること。

第三に、保険料率の弾力的調整規定は、その適用を保険給付の改善と診療報酬の改定の場合に限定し、料率の引き上げに伴つて増加させる国庫補助率を千分の四から千分の六に引き上げるとともに、料率の変更の際には社会保険審議会の議を経ることとし、さらに国会への報告を義務づけること。また、これらの措置に伴い、政府管掌健康保険に対する借入れ制限についても緩和すること。

第四に、施行期日を本年の八月一日に改めること。

なお、船員保険、各種共済組合についても健康保険に準じた修正等を行なうことは、本委員会審議を通じ、最善の努力を尽くした上での結果であり、修正案は、きわめて妥当なものと考えるものであります。

以上のように、今回の改正案及び修正案は、今日及び将来の医療保険の充実発展をはかるためにぜひとも必要なものであり、特に給付内容の改善は国民が多年渴望しておつたことを実現しようとするものであり、わが党としては、修正案並びに修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

これもちまして、私の討論を終える次第であります。(拍手)

○田川委員長 田口一男君。

○田口委員 まず私は、討論に先立って一言申し上げます。

本二十八日、田中総理の出席を求め、生活法案

といわれる健保改正案について、さらに審議を尽くすことを約束していたにもかかわらず、出席を見ないことは、自民党の背信行為であり、総理の、国民生活なにかんづく医療問題に対する熱意の欠如を示すものとして、はなはだ遺憾であります。(拍手)

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案及び橋本委員外四名提出の修正案につきまして、私は、日本社会党を代表し、遺憾ながら反対の討論を行なうものであります。

現在、医療保険や、医療制度の運営に対して、利用する国民の側からの不満の声がきわめて強いことは、天下周知の事実であります。

たとえば、待ち時間三時間、診察三分といわれる状態は依然として解消されず、僻地はもろろんのこと、住宅団地等における夜間、日曜日の無医状態や、救急医療体制の不徹底は、心を寒からしめるものがあります。

また、不幸にして入院すれば、医療費のほか、一日五百円から最高一万三百円までの差額ベッド代、それに付添看護料、冷暖房料等が公然と徴収されています。

看護婦の不足は慢性的であり、患者が患者を見るという患者の不満と、一方で看護婦の過酷な労働条件は、一向に解決されていないのであります。

さらにまた、総医療費の四〇数%を占める薬剤の問題があります。たくさん投薬しなければもうからない診療報酬の仕組みに、数多くの良心的な医師は悩み苦しみ、使い切れないほどの薬剤を前に患者はおっかなびっくりしています。

このように、医療を利用する国民の不満、不安に加えて、難病・奇病がふえております。水銀、PCB等化学物質による環境汚染、健康被害は、文字どおり日本列島をおおっているものであります。

このきびしい事態に、健康保険法等の一部改正案はこたえていないのであります。いや、避けて通ろうとしているのであります。

ここに私も日本社会党が、本案に反対する第一の理由があるのであります。

すでに御承知のように、本年二月十六日、社会保険制度審議会は、厚生大臣の諮問にこたえて、次のように明快に、しかも鋭く指摘しています。

すなわち、「今日の医療保険の混乱の根本原因は、国民皆保険の前提条件である医療機関、診療報酬その他医療に関する諸々の体制の整備を怠ったことにある」として、今日の医療諸制度に深くメスを加えることを強調しているのであります。

そしてまた、「政府が健康保険の財政の安定は、収入面の措置とあわせて支出面の対策があつてはじめて完全になる」ことが自明の理であるにもかかわらず、「今回諮問された案は、従来たびたび示されたものと同じく、単に保険財政における給支出と総収入のつじつまあわせの程度以上に、ほとんど出てはいない。このような消極的な姿勢では、財政収支そのものも一兩年のうちに均衡を失ふこととなるであろう。政府は、具体的に年次計画をたて、医療保険の抜本的改革の早期実現に、決断と実行を示すべきである」と迫っているものであります。

このことは、わが党もまた、昭和四十年以後、常に主張してきたところであります。

その結果、佐藤前総理大臣と、なくなった斎藤厚生大臣も、抜本改革について約束されたことは、周知の事実であります。にもかかわらず、現田中内閣は、その約束を守らないのであります。

逃げ腰なのであります。

今回の改正案は、昨年度までのそれと同工異曲とはいへ、若干の給付改善、定率国庫補助等、一定の前進は認めます。ところが、給付改善を行なうことを理由に、保険料の引き上げ、弾力条項を設けること等をあわせて提案しているのであります。

これらでも、ただでは起きないとは、まさにこのことをいっているのであります。これでは国民はたまったものではありません。

今回を含めてすでに八回、この国会で政管健保

を審議するわけでありましたが、そのつど財政再建がうたい文句とされてきたにもかかわらず、累積赤字はすでに三千億。今回これをたな上げし、保険料率の引き上げをもつて、はたして恒久的に財政安定が可能であるという自信があるのかどうか、はなはだ危惧の念を抱くのであります。

いまさら言うまでもなく、政管健保の構成は、中小零細企業と、そこに働く労働者、家族がほとんどであり、低賃金、劣悪なる労働条件、そして比較的高年齢者が多いことは、御承知のところでありました。ですから、赤字の出るはあたりまえであります。

傷病にかかりやすい職場環境、経済的に苦しい被保険者を多くかかえているのでありますから、いまの制度のもとでは、赤字が出て当然といえるのであります。

言うならば、政管健保は赤字基調なのであります。現に斎藤厚生大臣は、年間予想される赤字は、定額約二百億の補助をつぎ込んだとしても、一千億は出ると言っているのであります。それだけではありません。弾力条項と関連して、厚生保険特別会計法の一部改正案が、同時に上程されていることに、注目しなければなりません。

いままでは、政管健保に赤字が出れば、必要に応じて借り入れられるという規定で、赤字が出たら、保険料を引き上げて、しかも一年以内に返済できる範囲内だけしか借り入れができないというのであります。これでは、弾力条項の発動にあたって、いかに厚生大臣が、社会保険審議会の同意を得てと言っているにもかかわらず、赤字基調の政管健保は当然に赤字が出る。しかも借金に限度がある。これではいよいよおなじに保険料を引き上げざるを得ないのであります。

さらに問題は、診療報酬の支払い遅延、果ては停止という事態が生ずるおそれがあるということでもあります。こうなりますと、弾力条項ではなくて、保険料引き上げ必然条項であります。政管健保の独立採算制であります。

このように見てまいりますと、本案は給付改善であると大々的に宣伝しているものの、単なる収

支のつじつま合わせであり、今日の医療荒廃に対する政府みずからの責任に目をつむり、被保険者と保険医や、医療従事者の犠牲によって赤字を解消しようとする、財政対策にはかなりません。

私も日本社会党は、国民の生命と暮らしを守る立場から、このような小手先の改正案は、断じて認めるわけにはまいりません。

自他ともに予測される医療需要の増加、医学・薬学の進歩による医療費の増高を考えると、ただ単に健保財政の均衡にのみとらわれて、被保険者からの保険料増徴だけでは対応できません。いまこそ医療供給体制も含めて抜本改正を行なうべきであります。このことは、積年の健保改正論議から、政府自身、問題の所在を十分に把握しているはずであります。

環境汚染・健康破壊のカメレオンと酷評されている日本国民の生命と暮らしを守るために、田中内閣の一枚看板である決断と実行は、抜本改正にこそ示すべきであります。国民を不安におとしにしている今日の傷病の増加は、社会的要因によるものであり、高度経済成長に狂奔した大企業と国の責任であります。

今日、福祉問題についても利害相反し、いわゆる福祉ギャップのあることは否定いたしません。否定できない現実であるだけに、このギャップを埋めるためのコンセンサスを得る努力と場所が必要であります。その場所は、言うまでもなく国会であり、私も国会議員に、その努力と責務が与えられているのであります。

この観点に立つて私も日本社会党は、高額医療費問題、差額ベッド、付添看護料の解消、無医地区の解消と、救急医療体制の確立、家族給付率の本人並み引き上げ、保険料負担負担を三対七とする、公的医療機関、なかんずく自治体病院の明確な位置づけ等を主張し、真剣かつ慎重に審議に参加したのであります。それを受けて、いわゆる橋本私案として、若干の修正の話も出てきたことは、御承知のとおりであります。

もちろん、私どもは、修正案の中身について

は、いまだで申し述べたことに照らして、今日の荒廃した医療の根幹に全く触れていないことから、大いに不満であります。ただし、当面の合意点を見出すとするその態度に、一定の評価を与えるにやぶさかではありません。

同時にまた、先般二十二日、理不尽にも強行採決すべしという外圧に抗して、審議を継続した社会労働委員会の態度は、議会制民主主義を守り、国民の負担にまじめに取り組んだものとして、敬意を表するものであります。

このように、保険あつて医療なしという今日の状態を解決するために、私どもは全力を傾注したにもかかわらず、依然として、政府の態度は逃げ腰であります。その場しのぎに終始して、全くやる気がないのであります。

私は、かかる無為無策、優柔不断な政府の態度に対して、国民の名において猛省を促し、政府提案並びに修正案に対して国民の名において猛省を促し、反対討論を終わります。(拍手)

○田川委員長 石母田達君。

○石母田委員 私、討論に先立って一言申し上げたいことがあります。

すでに委員長から遺憾の意が表明された点ではありますけれども、本日の委員会には田中総理が出席して質疑を行なうことは、すでに理事会において約束されたことであります。それにもかかわらず、日程の都合を理由に総理が出席しないということは、委員会運営上の信義に反するものと言わなければなりません。同時にこのことは、国民生活に重大な関連を持つ健康保険法、年金法の国会審議の推移に注目し、重大な疑点を政府の最高責任者を通じて説明されることを期待していた多くの国民に対する政府の責任を回避するものであります。

このような事態をもたらした田中内閣と自民党に対し、厳重に抗議することをまず申し述べておきます。

さて、私は健康保険法等の一部改正案に対し、日本共産党・革新共同を代表し、反対の討論を行います。

なうものであります。

以下、その理由を簡単に述べます。

反対する第一の理由は、この法案がわずかな給付の改善と引きかえに、いまださる多額の保険料負担をしいられていた労働者に、さらに負担増を押しつけようとするものであるからであります。

いま国民は、異常な物価高、環境破壊に生活と健康が脅かされています。これらはいずれも個人の責任に帰することのできないものであります。

それだけに今日ほど、国と資本家負担による医療保障、社会保障の原則が強く要求されている時代はありません。それにもかかわらず、わずか一〇%くらいはの国庫補助で健康保険料を引き上げようとするのは、本来、国と資本家負担であるべきものを中小企業労働者の負担に転嫁するものであり、断じて許すことはできません。

第二の理由は、この法案が弾力条項という厚生大臣の一方的権限によつて保険料の値上げを許していることとあります。

すでに、この条項は昨年の国会において、保険の民主的管理、運営を踏みにじるものとして、野党各党が反対し、自民党修正案で削除されたものであります。それをまたも持ち出してきていることは、極めて不当なものであります。しかも厚生保険特別会計法の改悪は、保険財政に赤字が生じた場合に弾力条項による保険料値上げなしには、健保勘定への借り入れを制限するものであります。これは、支払基金からの医療機関への医療費の支払いストップか、労働者への保険料の値上げかの二者択一を迫るもので、断じて認めることはできません。

第三の理由は、総医療費の中で薬剤費の占める位置がここ十数年の間に二倍にもなり、いまや五〇%近くになってきておりながら、大製薬企業の利益を野放しにし、何らメスを入れない問題であります。

すでに、審議の過程においても、日本の薬剤価格が諸外国に比べて異常に高い事実は明らかになりました。それにもかかわらず、政府は、自由経

済だから、それを破つてまで厚生省が命令をすることはできないという立場に立っています。薬剤費を二割、抑えれば、何ら保険料の値上げを必要としないにもかかわらず、このことを放置することは、断じて黙認することはできません。

なお、今回の政府案には、若干の給付改善策が見られます。しかし、その中にも幾多の問題を含んでいます。

世界のおもな資本主義国の医療保険制度において、被保険者本人と家族の給付率に差をつけているのは、わが国を除いて例がないのであります。労働者保険でありながら、三十年余にわたり家族給付率を五〇%にとどめてきたこと自体が不当であり、国保の七〇%給付に比べても、今回の引き上げがきわめて不十分であることは、言うまでもありません。

また高額医療費は、当然現物給付にすべきであります。国民は、いま病気で入院したとき付き添い料金をはじめとして、保険以外の多額の現金の支出を余儀なくされております。高額医療制度を行なうならば、せめて、現金の支払いがなくても済むようにすべきであります。また、この制度により、老人医療など、公費負担医療の三万円以上を保険に肩がわりさせようとしています。これは国の責務の放棄であると同時に、健保財政を圧迫するものであります。そのほか、医師が良心的医療が行なえるよう適正な診療報酬の緊急是正や予防給付の問題がありますが、以上がわれわれのおもな反対理由であります。

さらに一言つけ加えるならば、今回の政府提出の健康保険法の基本的性格は、だれでも、いつでも、どこでも安心して医療が受けられるよう、医療制度の抜本的改革の立場に立つものである。わづかばかりの給付改善と引きかえに、政府が当然責任を負うべき健保財政の収支赤字を国民の負担増で切り抜けようとする財政対策にすぎないのであります。

自民党修正案は、家族給付の七割への引き上げ、特別保険料の削除などの国民の切実な声が社

会労働委員会における審議を通じて反映し、改善が提起されているのであります。しかし、以上の基本点においては、何ら本質を変えるものではありません。したがって私どもは政府原案はもちろんのこと、自民党修正案にも強く反対し、討論を終わります。(拍手)

○田川委員長 坂口力君。

○坂口委員 討論に入ります前に一言申し上げたいことがあります。

私は他党の内政干渉をする気は毛頭ございませませんが、自民党に原因があつて、その結果が国民大衆に多大の迷惑を及ぼすようなことがあるとすれば、これは黙つてはおれません。いかなる党内事情があるにせよ、悪を助け、善を憎むがごとき行爲はまことに遺憾であります。

国民大衆はこの事実に対し、厳然と冷静に監視していただくことでありましょう。私は、田中総理と自民党に猛省を促すものであります。

さて、私は健康保険法の一部を改正する法律案及び修正案に対し、公明党を代表して反対の意見を述べものであります。

私ども公明党は、この法案の審議を通じて終始一貫主張してきましたのは、第一に、わが国の混乱する医療を今後どう位置づけていくのかという点であり、第二に、すべての人が報酬に応じた負担と健康を守るために平等な給付を受ける体制の確立でありました。

長時間の審議の中で、幾多の医療のひずみが明らかにされたにもかかわらず、日本の医療の目ざす方向すらも政府から示されなかったことを心から遺憾に思うものであります。医療に対する抜本改正はもう十年来の政府・自民党の公約でありながら、中医協の混乱に象徴されるように、政府の無策が今日の医療の混乱の直接原因であることは明白であります。

第二の点は、もし保険の改正がされるとすれば、九種類に大別される保険の負担率と給付の平等にあることを主張し続けてまいりました。私たちが、改悪部分として掲げてきました三つ

の点、すなわち保険料の引き上げ、特別保険料の設置、弾力条項は、健保内部の組合健保と政管健保の間ですら、大きな差を生じるからでありました。この中で、橋本私案として特別保険料を取り除かれ、弾力条項の一部手直しをされましたことは一歩前進ではありますが、まだ十分ではありません。家族給付が五割から六割になり、修正案で七割まで修正されましたことも格差是正の立場から歓迎すべきことではありますが、四十九年十月からというのは、あまりにも国民の願いを無視したものであると言わねばなりません。

先日、大熊公述人が、老人、子供の多い家族給付こそ十割にすべきであると、弱い層への厚い政治を主張されましたことを私たち政治家は深く胸に刻まなければならぬと思います。

高額医療につきましては、われわれも一応評価いたしましたが、その細部における幾つかの問題点、すなわち月をまたいだときや二枚のカルテになったときには通用しないという、現実には合わないところが多く、今回のせつかくの提案の価値を半減させるものであり、病気に悩む家庭を救い得る段階には至っておりません。

不幸にして家庭経済に破綻を来すような病気になった人が安心して治療を受けられる体制の早期確立と予防給付の早期実現を主張しながら、本案に反対の意を表明して、終わるものであります。

以上です。(拍手)

○田川委員長 和田耕作君。

○和田耕作委員 民社党を代表いたしました、健康保険法の一部を改正する法律案並びに修正案に対して、反対の討論をいたします。

時間がありませんから、簡単に申し上げますけれども、この法案では、赤字の対策のためのいろいろの条項があるわけですが、赤字の根本原因について何ら処置をしていない、またいままで政府はやることをやっていないということを私はたいへん遺憾に思っております。

たとえば、現在の健保の赤字というのは、薬が

四三%使われておるといふ、どこの国にも例のない、このところが一番問題である。この問題に対して政府は、やるべき処置が十分あったにもかかわらずやらない、また関係の審議会も何年も何年もその答申をしておるにもかかわらずやらない。私は、当然、医薬分業を含めての問題は、即刻政府としてやるべきだと思います。

また、保険あつて医療なしということばがありますけれども、現在日本の医療体制というものは、全くそのことばに値する内容だと思ひます。医療の供給体制というのは、少し大げさに言いますと目をおおるばかりだと私は思ひます。国民は安心して医者にかかれるような状態じゃない。また医療機関も、病院を含めて、救急医療の問題を含めて、そういう状態じゃない。こういう問題に対して当然政府は真剣に取り組むべきものだと思います。

このような理由で私は、本案、つまり保険の技術的な改善というふうなものを中心とした本案に対して、残念ながら反対せざるを得ないのでございます。

確かにこの法案には若干の改善がございます。今後とも、参議院がありますから、政府は誠意を尽くして、もっとも内容をよくするように善処することを強く望む次第でございます。

以上をもつて反対討論を終わります。(拍手)

○田川委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

○田川委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田川委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○田川委員長 次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

橋本龍太郎君、川俣健二郎君、寺前巖君、大橋敏雄君及び和田耕作君提出の本案に対する修正案が提出されております。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改める。

○田川委員長 趣旨の説明を求めます。橋本龍太郎君。

○橋本龍太郎委員 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党、民社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は「昭和四十八年四月一日」となっております施行月日を「昭和四十八年八月一日」に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田川委員長 修正案の説明は終わりました。

○田川委員長 これより本案及びこれに対する修正案を討論に付するであります、申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、橋本君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○田川委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○田川委員長 この際、竹内繁一君、川俣健二郎君、寺前巖君、大橋敏雄君及び和田耕作君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。川俣健二郎君。

○川俣健二郎委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党、民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、これで御了承願います。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の適用対象となる日雇労働者の賃金が低く不安定な就労状態にあり高齢者が多い実情にかんがみ、その福祉の増進を図るため、次の事項を実現するよう速かに法的並びに財政的措置を講ずべきである。

一 健康保険との均衡を考慮して給付水準を引き上げること。特に高額療養費の支給、家族給付率の引き上げ、傷病手当金及び出産手当金の支給日額の引き上げ及び支給期間の延長等給付内容を改善すること。

二 財政状況の推移によつては国庫負担も含めて負担のあり方を検討すること。

三 日雇労働者が国民皆保険の網から洩れることのないよう適用面で配慮するとともに、給付要件も労働の実情に応じた緩和を検討すること。

○田川委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○田川委員長 起立総員。よって、本案については、竹内黎一君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。厚生大臣齋藤邦吉君。

○齋藤國務大臣 ただいま御議決になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力いたす所存でございます。

○田川委員長 次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田川委員長 起立総員。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○田川委員長 この際、竹内黎一君、川俣健二郎君、寺前巖君、大橋敏雄君及び和田耕作君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。その趣旨の説明を聴取いたします。竹内黎一君。

○竹内黎一委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表

いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読はこれを省略しますので、御了承いただきたいと存じます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度の重要性にかんがみ、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給額を一層増額すること。
一 所得による支給制限をさらに緩和すること。

○田川委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田川委員長 起立総員。よって、本案については、竹内君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。厚生大臣齋藤邦吉君。

○齋藤國務大臣 ただいま御議決になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力いたす所存でございます。

○田川委員長 次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

橋本龍太郎君、竹内黎一君、伊東正義君、塩谷一夫君及び山下徳夫君提出の本案に対する修正案が提出されております。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第三十四条第一項の改正規定中「九百二十円」を「千円」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

第四十一条第一項ただし書中「ただし、」の下に「年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「権利については、」を「権利を」に改める。

第一条のうち、第五十条第一項の改正規定及び第六十条第二項の改正規定中「二十二万八千八百円」を「二十四万円」に改める。

第一条のうち、第八十一条第五項の改正規定中「千分の七十九」を「千分の七十六」に、「千分の五十三」を「千分の五十」に、「千分の六十三」を「千分の五十八」に、「千分の四十一」を「千分の三十六」に、「千分の九十一」を「千分の八十八」に改める。

第一条のうち、附則第十六条第二項の改正規定中「二十六万八千八百円」を「二十八万八千八百円」に改める。

第二条のうち、第二十三条ノ七の改正規定の次に次のように加える。

第二十七条本文中「譲渡シ」の下に「担保ニ供シ」を加え、同条ただし書中「但シ」の下に「年金たる保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合及」を加え、「権利ニ付テハ」を「権利ヲ」に改める。

第二条のうち、第三十五条の改正規定中「二十二万八千八百円」を「二十四万円」に、「二十四万四千七百二十円」を「一万六千円」に、「三十一万四千四百円」を「十二万円」に改める。

第二条のうち、第四十一条の改正規定中「十一万四千四百円」を「十二万円」に、「二十二万八千八百円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第五十条ノ二第一項第二号の改正規定中「二万七千六百円」を「三万円」に改め、同項第三号の改正規定中「五万五千二百円」を「六万円」に改め、同条第三項の改正規定中「二十二万八千八百円」を「二十四万円」に改める。

第二条のうち、第五十九条第五項の改正規定中「千分ノ百七十七」を「千分ノ百七十三」に、「千分ノ百六十六」を「千分ノ百六十二」に、「千分ノ九十九」を「千分ノ九十五」に改める。

第二条のうち、第六十条第一項の改正規定中「千分ノ八十四」を「千分ノ八十二」に、「千分ノ七十八・五」を「千分ノ七十六・五」に改める。

第三条のうち、第二十七条の改正規定の前に次のように加える。

第二十四条ただし書中「ただし、」の下に「年金給付(第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十四条の三第一項又は第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。)を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を加え、「権利については、」を「権利を」に改める。

第三条のうち、第三十三条第一項、第三十八条及び第四十三条の改正規定中「二十二万八千八百円」を「二十四万円」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四條 国民年金法の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項中「一級に該当する」を削る。

第五十八条中「九万円」を「廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給するものにあつては九万円とし、廃疾の程度が同表に定める二級に該当する者に支給するものにあつては六万円」に改める。

第五十九条中「又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過し

たとき」を削る。

第五十九条の二を削る。

第六十条を次のように改める。

(障害福祉年金についての適用除外規定)

第六十条 第三十一条及び第三十二条の規定は、前後の廢疾のうち、その一が障害福祉年金を支給すべき事由に該当し、他が障害福祉年金以外の障害年金を支給すべき事由に該当するときは、適用しない。

第七十九条の三第一項から第四項まで中「一級に該当する」を削る。

第八十一条第三項から第五項まで中「一級に該当する」を削る。

附則第一条第一号を次のように改める。

一 第五号並びに附則第十九条、附則第二十条及び附則第三十二条から附則第三十四条までの規定 昭和四十八年八月一日

附則第一条第三号中「附則第二十条から附則第二十五条まで、附則第二十八条及び附則第三十二条を」「附則第三十一条及び附則第三十五条」に改め、同条第四号中「前三号」の下に「及び次号」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第四条及び附則第十三条の規定 政令で定める日

附則第三条第一項中「三十三万六千円」を「三十六万八千円」に、「二十六万八千八百円」を「二十八万八千八百円」に改め、同条第二項中「二十二万八千四百円」を「二十四万八千四百円」に改める。

附則第四条第二項中「四百六十円」を「五百四十円」に改める。

附則第八条第二項中「二十七万八千四百円」を「二十九万七千六百円」に改め、同条第四項中「二十二万八千四百円」を「二十四万八千四百円」に改める。

附則第九条第二項中「六百十三円」を「七百二十円」に改める。

附則第三十二条を附則第三十五条とし、附則第二十五条から附則第三十一条までを三条ずつ繰り下げ、附則第二十四条のうち、附則第十六条の改

正規定中「九百二十円」を「千円」に、「三十三万一千二百円」を「三十六万八千円」に改め、附則第十七条の改正規定の次に次のように加え、附則第二十四条を附則第二十七条とする。

附則第十九条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

附則第二十三条中「二十七万八千四百円」を「二十九万七千六百円」に改め、同条を附則第二十六条とし、附則第二十二條を附則第二十五条とし、附則第二十一条のうち、第二十五条の二及び第二十六條の改正規定中「二十二万八千四百円」を「二十四万八千四百円」に改め、同条を附則第二十三条とし、同条の次に次の一條を加える。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項及び附則第二十三条第一項中「十一年」を「十三年」に改める。

附則第二十条を附則第二十二條とし、附則第十九条第一項第一号及び第二号中「昭和四十八年七月一日」を「昭和四十八年八月一日」に改め、同条を附則第二十条とし、同条の次に次の一條を加える。

(老齢特別給付金)

第二十一条 明治三十九年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十五歳をこえた者)には、昭和四十九年一月から老齢特別給付金を支給する。ただし、その者が日本国民でないときは又は国民年金法による老齢福祉年金(以下この条において「老齢福祉年金」という。)の受給権者であるときは、この限りでない。

2 老齢特別給付金の年額は、四万二千円とする。

3 老齢特別給付金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 老齢福祉年金の受給権者となつたとき。

三 日本国民でなくなつたとき。

4 老齢特別給付金は、国民年金法(第七十九条の二(第六項を除く。))及び第八十条を除く。の規定の適用については、老齢福祉年金とみなす。

附則第十三条から附則第十八条までを一條ずつ繰り下げる。

附則第十二条第二項中「通算老齢年金」を「通算老齢年金及び同法第七十八条第一項の規定による老齢年金」に改め、「同法第二十九条の四第一項の規定によりその例によることとされる」を削り、「千二百円」を「千二百円」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十三条 第四条の規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において二十歳をこえ七十歳未満である者が、廢疾認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する廢疾認定日をいう。以下この条において同じ。)が施行日前である傷病(初診日において同法第七條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、施行日において同法別表に定める程度の廢疾の状態にあるときは、第四條の規定による改正後の同法第五十六條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である傷病により同項に規定する廢疾の状態にある者については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用し、初診日が同日以前である傷病による廢疾と初診日が同日以後である傷病による廢疾とを併合して同項に規定する廢疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病による廢疾が厚生大臣の定める程度以上のものであるか、かつ、その傷病に係る廢疾認定日の前日に於いて次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

ない。

一 初診日において国民年金の被保険者であつた者については、国民年金法第五十六條第一項各号のいずれかに該当したこと。

二 初診日において国民年金の被保険者でなかつた者については、国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

附則別表第三号中「通算老齢年金」を「年金」に、「三百二十円」を「四百円」に改め、同表第四号中「附則第十九条」を「附則第二十条」に改める。

本修正の結果必要とする経費

昭和四十八年度厚生保険特別会計及び船員保険特別会計の年金部門における保険料収入減二百六十五億八千二百万円(厚生年金二百六十一億五千六百万円、船員保険四億二千六百万円)、並びに右の両特別会計及び国民年金特別会計における年金給付費の増八十四億二百万円(厚生年金七十五億二千九百万円、船員保険一億七千四百万円、国民年金六億九千九百万円)、これに伴う国庫負担額の増十四億六千五百万円(厚生年金十二億八千五百万円、船員保険四千五百万円、国民年金一億三千五百万円)である。

○田川委員長 趣旨の説明を求めます。橋本龍太郎君。

○橋本(龍)委員 ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府提案の改正法案は、国民生活水準の向上と人口の老齡化傾向にかんがみ、厚生年金、国民年金を中心とする年金額を引き上げるとともに、年金額の自動スライド制を導入するなど年金制度の改善充実をはかるうとするものであります。その趣旨は了とするとところでありますが、若干これを修

正することとしたのであります。

修正案の要旨は、まず厚生年金保険法につきまして、

一、政府原案では、年金額のうち定額部分の額を一月当たり九百二十円としておりますが、これを千円に引き上げること。

二、政府原案では、保険料率を一般男子千分の七十九、女子千分の六十三としておりますのをそれぞれ千分の七十六、千分の五十八に引き下げる

こと。

三、女子の特例による脱退手当金の支給について、その期限を二年間延長すること。

また、船員保険法につきましても、厚生年金保

険法に準じた修正を行なうこととしたしております。

次に、国民年金法につきましても、

一、いわゆる年金の谷間といわれる年齢層の老人に対して、月額三千五百円の老齢特別給付金を支給すること。

二、障害等級第二級の者にも障害福祉年金を支給する方途を講ずることを規定すること。

なお、右の各制度を通じて、年金受給権を担保に供して融資を受けることができる道を開く旨の規定を設けることとしたしております。

修正案の要旨は以上であります、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田川委員長 修正案の説明は終わりました。

修正案について御発言はございませんか。――なければ、本修正案について、内閣の意見があればお述べ願います。齋藤厚生大臣。

○齋藤厚生大臣 ただいまの修正案につきましても、政府としてはやむを得ないものと認めます。

○田川委員長 これより本案及びこれに対する修正案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許しま

す。羽生田進君。

○羽生田委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び修正案につき

まして、修正案及び修正部分を除く原案は、国民生活における年金の重要性にかんがみ、当然のことながら国民の期待にこたえたものというべく、細部につきましては省略いたしますが、賛成の意を表するものであります。(拍手)

○田川委員長 枝村要作君。

○枝村委員 私は、日本社会党を代表して、内閣提出の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、意見を述べます。

政府原案並びに自民党修正案について反対しま

す。

いま日本の政治経済は、福祉重点に大きく流れを変えねばならない歴史的必然の段階になってきております。長期にわたる高度経済成長、大企業

優先一点ばりの政策が、都市、農村を問わず日本全体をどす黒い社会環境、生活状態に追い込んで

いることを、地域住民は身をもっていやというほど思い知らされておりますが、その不満と憤りは、押しとどめることのできないエネルギーとなつて、政治権力にその政策の転換を求め

てゐるわけでありまして、そればかりではなく、社会構造そのものの改革を求めようとしてゐるのであります。いままでのように福祉国家、人間優先

ということばだけを乱発して、それからのがれようとする手口は、もう許されなくなつたことを冷

厳に知らなければなりません。

このような重大なときに、年金制度の改善について国会が真剣にこれに取り組んだこと、そうして将来をしっかりと見詰めて問題点を分析し、実施可能な部分について討論し合つたことは、それ

自体まことに意義深いものがあつたと思ひます。とりわけこの社会労働委員会が、党利党略に巻き込まれず、議会制民主主義を守り、国民の生活権を保障するために委員会の独自性を堅持しつつ努力してきたことは、高く評価してよいと思ひま

す。多くの国民もまた、この行爲に対して熱烈な支持をされてゐるものとたく信するものであります。

さて、私は、政府原案に対して反対する理由を簡単に述べます。

原案は、総選挙で国民に公約した自民党の宣伝とは、およそ月とスッポンの違いがあるというこ

とであります。自民党内閣であるから、国民をこまかしたその責任は同体であります。とりわけ国民年金については、厚生大臣自身も認められてお

りますとおり、多くの国民はその五万円年金がこれから十八年も先の話であるとは思つてなかつただけに、人をばかにした話では済まされぬ

重たい罪を犯してゐるのであります。

制度上いかにともしがたいという理由がただ一つ残されてゐるのであります。それは他に補う方法はないのかという幾らでもある。たとえ

ば老齢福祉年金の大幅引き上げ、生活できる年金、その実施は、政府の態度一つで可能なのであります。年金支給開始年齢を早めることも、また経過

年金について的大幅引き上げも同様であります。国民の強い要望を勇氣と決断をもつて取り入れようとしな

い政府の態度に強い不満を持つと同時に、この原案に賛成するはずがないのであります。さらに、修正案について一言触れたいと思ひま

す。

この修正案は、橋本私案プラス窓口折衝によつて生まれたものであると思ひます。それはさらに、国民の強烈な要望と、委員会における長時間をかけた討論の中から生まれてきたものであると思ひます。内容は十分でありますけれども、次

期展望の上に立つて見る場合、一定の方向を差し示しており、前進であると思ひます。それを土台に目先のごまかしでのがれるのではなく、生活権

の保障としての年金とその制度を確立しなければならぬと思ひます。そうして国民の期待にこたえるようにしなければなりません。

そういう意味から、修正案は一定の評価をしな

上、残念ながら賛成することができないのであります。以上で、原案並びに修正案に反対する討論を終わります。(拍手)

○田川委員長 田中美智子君。

○田中委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、厚生年金保険法、国民年金法等の一部を改正する政府案及び自民党修正案に対し、反対の討論を行ないます。

政府・自民党は、国民の年金制度の抜本的改革を望む声に押されて福祉路線への転換を唱え、あたかもすべての老人に月五万円の年金が給付されるかのように宣伝しました。しかし、今回の政府改正案では、五万円年金該当者は約一千万人の老人中わずか八万五千人で、その中には女性の該

当者はほとんどありません。国民年金に至つては、早く二十年先でなければ該当者は出ないとい

う、まさにまぼろしの五万円年金であります。

現在の老人たちは悲惨な戦争をくり、戦後の苦しい時期を精一ぱい生き抜き、今日の社会を築いてきた人々です。これらの老人にあたにかい政治の手を差し伸べることを政府の責任であり、

いますぐ生活できる年金をという国民の声にこたえることを急務であります。

しかし、今回の政府案は、わずかばかりの給付改善と引きかえに保険料を大幅に引き上げ、一そう国民生活に圧迫を加えるものとなっております。このような国民に負担増を押しつける保険料の値上げには強く反対いたします。

特に、厚生年金保険の財政収支を見ますと、昨年度は保険料から一兆八百六十三億円、いままでの積み立て金の利子三千八百億円の収入がありながら、年金給付額はその利子にも満たない二千二百二十六億円です。政府案の給付内容でも三千二百三十五億円です。保険料を値上げしないでも、

われわれが言う夫婦六万円年金はますます不可能なはずで、さらに労使負担割合を変更すれば、労働者の負担率を減らすこともできます。保険料を値上げする理由はどこにも見当たりません。賦課

方式は広く国民が支持しているものにもかかわらず、政府はあくまでも積み立て方式に固執していることは理解に苦しみます。

八兆円に及ぶ積み立て金は、国民の福祉に直接活用するため、資金運用部資金から当然分離すべきものであります。しかし、政府は言を左右にして分離を拒み続けています。これでは財政投融資として大企業に積み立て金を回しているのじやないかという国民の疑惑は依然として残されたままです。

また該当者の最も多い老齢福祉年金月額五千元は、いまだ生活できる年金にはほど遠く、せめて六十五歳からという国民の切なる願いも踏みにじられています。六十七、八、九歳のいわゆる谷間の老人は、国民皆年金の立場から見ても、制度上から除外されているのは不当といわねばなりません。以上の理由で日本共産党・革新共同は、政府改正案に反対いたします。

また自民党修正案は、国民の声に押されて定額部分の引き上げ、谷間老人対策など若干の改善を余儀なくされていますが、保険料値上げを前提としている点で、基本的には政府原案を修正しているとは言えません。この点から自民党修正案にも反対せざるを得ません。

なお、一言つけ加えるならば、年金の最低保障額の設定、傷害、遺族、母子年金、通算、併給、スライドなどについても、さらに改善の努力をすべきであります。

私は、委員各位が、国民の要求を積極的に実現しようとする四党共同提案に賛成されるよう強く要望して、反対討論を終わります。(拍手)

○田川委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員長 私は、公明党を代表いたしました。政府提案の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に反対の意を表します。

急速な高齢化社会への進行、家族制度の崩壊、核家族の進展等々、社会情勢の大きな変転の中で、老齢年金の必要度と、わが国の年金制度の貧弱さがクローズアップされ、いまや公的年金制度の大

改革は国民的要求となり、最重要課題となっております。

しかるに、今回の政府案は、全く国民の期待にこたえるものではなかったものであります。

それは、国民各層から不満の声が上がり、いわゆる年金ストライキやデモ行進をはじめ、生活できる年金をとの要求運動が、全国的規模で実施されたことによつて端的に証明されたと言えるのであります。

現在、老後の生活をささえるには六万円が必要だといわれている中で、政府の五万円年金では、すでに不十分であるにもかかわらず、その内容においては、単に五万という数字にこら合わせをしたものにすぎないのであります。

すなわち、政府案は、加入期間が二十七年で、平均標準報酬月額も八万四千六百円という高水準のモデル計算であり、今年十一月の時点で受給者が八万五千人と、わずか、六十歳以上人口の〇・七%にすぎない貧弱なものであります。

また、国民年金に至っては、除外といわねばなりません。受給要件がきつめて好条件にある夫婦の場合でも、いまから二十年後の昭和六十八年にならぬと受給できないという、まさにまぼろしの五万円年金なのであります。

さらに問題は、以上述べたような欺瞞的な年金であるにもかかわらず、保険料は直ちに大幅引き上げを行なうという、まさに保険料の先取りであり、納得のいかぬところであります。また、今回採用されたスライド制も、実はおそきに失した措置であり当然資金スライドを採用すべきだとの再三の指摘にもかかわらず、改善の実を見なかったことは、まことに遺憾であります。

さらに矛盾点を指摘するならば、政府はわが国の年金水準を賃金の六〇%程度とし、その根拠を賃金に置きながら物価スライド制としたのは、不合理といわねばなりません。

言うまでもなく、野党四党共同提案は、現行の年金制度の実際の運用面等からも十分検討し、しかも保険料を引き上げずに、直ちに六万円年金を

実現し、少なくとも国民の期待にこたえ得る最小限の案として提案されたものであり、単なる理想論ではないのであります。政府も率直にこれを認め、実施に踏み切るべきだと思ふのであります。

また、今回提出された修正案は、法案審議の過程において、われわれ野党の強い要求によつて修正の運びとなったものであります。原案より一歩改善といふものの、この程度の修正内容では、容易に承服しがたいのであります。すなわち、谷間の老人の救済措置であります。すなわち、明治、大正、昭和の三代を生きた、今日の日本の繁栄を築いてきた、いわばわが国の大

功労者の方々であります。しかしながら、長い間政治の谷間に放置され、ようやく福祉元年、年金の年といわれて日の目を見るに至ったわけでありますが、それが何と月額三千五百円では、あまりにも冷遇な措置といわねばなりません。最低限、老齢福祉年金に合わせるべきであります。

今回の改正案は、あくまで保険主義のワケから出す、国民の求める生活できる年金にはほど遠く、しかも改正の焦点であった財政方式についても、依然として積み立て方式に固執し、賦課方式を採用していないのであります。

種々述べてまいりましたが、政府の改正案並びに修正案は、従来から見た場合、一歩改善ではあります。が、国際水準並びにわが国の老人の置かれている実情から見ても、万歩の立ちおくれであり、福祉国家の名にふさわしいものではないと断ずるものであります。

かつて、イギリスの首相チャーチルは、国会演説の中で、その国が福祉優先国家であるという目安は、その国の公的年金制度が確立してあり、かつそれが質と量においてすぐれている点にあると述べております。事実、西欧の福祉国家といわれる国々では、その公的年金制度にすべての高齢者が包含され、老後の生活保障が完備されております。

わが国においても、一日も早く公的年金制度の

抜本改正を行ない、安心して老後が暮らせる生活保障を確立するよう強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○田川委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員長 私は、厚生年金法等の一部を改正する法律案並びに修正案に対して、民社党を代表いたしまして、反対の討論をいたします。それに先立ちまして、この重要な国民生活の問題について総理が出席をしなかったということ、ほんとうに遺憾しくございまして、嚴重に政府に対して反省を求めたいと思ひます。

この法案は、いま野党の各委員が申しましたとおり、総選挙の一番大きな課題であつたはずで、厚生大臣も、おそろく選挙演説では、五万円年金を実現するのだということを言つたと思ひます。そういうふうな背景にあるこの法案が、重要な点で幾つか公約を果たしていない。

とりわけ私はここで指摘したいのは、若い者は今後まだ直せる機会がたふさんあると思ひますけれども、この年金法案を待望しておるお年寄りの身になつてみると、この法案はきつめて失望、遺憾な点が多いと思ひます。お年寄りにとつては、いまにも、あるいは一年、二年のうちに五万円年金と政府が言うから実現してくれもの

のだ、こう確信をしていると思ひます。それなのに、この七十歳以上の人に月に五千円、しかも谷間といわれる六十七歳、八歳、九歳、この人たちに区別をつけて、まあ修正案で相当の配慮はしているようですけれども、こういうお年寄りにしても区別をつけるといふ考え方は、これは何としても納得のいかない官僚的な発想だといふふうに私は質問でも申し上げたのですけれども、なぜこれを区別をつけるのか。六十七歳以上の人に少なくとも政府案のような五万円以上のお金を差し上げて文句を言う人はだれもいやしない。最低限、そこはやるべきです。

私は、この年金法案は、政府としても相当の努力のあとと見えますけれども、これにはんとうに反対の気持ちを表明したいのは、この問

題が焦点です。これは当然私は一万円くらいの年金を、他のものはおくらしても一万円くらいの年金を、月の手当を出すべきだと私は思う。少なくとも政府案で即刻——政府に良心があれば六十七歳以上の人を七十歳以上の人と区別する理由はどこにもない。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)この問題は、私はぜひとも今後の段階において、政府は強く反省をしていただいて実現をしていただきたいと思ひます。そうでないと、せっかくのこの長期の展望に立つ年金についての改善がほとんど、現在苦しんでおられるお年寄りに対しての手当を欠くという点で、その意味が半分以下になる、こういうことを強く感ずるわけでございまして、先ほどの健保の問題と同じように、今後の参議院段階においても最低限、この問題だけは私は直していただきたい。

このことを申し上げまして、反対討論を終わります。(拍手)
○田川委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決に入ります。
まず、橋本君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○田川委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○田川委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○田川委員長 この際、竹内黎一君、八木一男君、寺前巖君、大橋敏雄君及び和田耕作君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。竹内黎一君。

○竹内黎委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、老後等の保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 年金の財政方式、特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口高齢化の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること。

二 今後における厚生年金及び拠出制国民年金の年金額の水準については、社会経済情勢の推移に対応して財政再計算期を早め、賃金、生活水準の動向に応じた改善を図ること。

三 各年金を一層引き上げること。
四 各福祉年金について、その年金額をさらに大幅に引き上げ、その範囲の拡大を図るとともに、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限について改善を図ること。

五 国民年金の保険料免除者に対する年金給付については、さらにその増額を図ること。
六 遺族給付及び障害給付に係る通算措置の実現について積極的に検討を進めること。

七 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題については、他の社会保険制度との関連も考慮しつつその実現を図るための具体的方策を考究すること。日雇労働者についても、その雇用の実態を勘案しつつ、適用について検討すること。

八 掛け捨て及び脱退手当金受給者の年金受給権の方策を検討すること。

九 各年金、手当の合理的な併給について検討す

ること。

十 積立金の運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努め、そのための措置を検討すること。

○田川委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田川委員長 起立給員。よって、本案については、竹内黎一君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。厚生大臣齋藤邦吉君。

○齋藤國務大臣 ただいま御議決になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力いたす所存でございます。

○田川委員長 なお、ただいま議決いたしました四法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田川委員長 次回は明二十九日金曜日、午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時三十二分散会

昭和四十八年七月二十五日印刷

昭和四十八年七月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H